

平成30年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成30年3月7日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教 育 部 長	竹中 宏
総 務 部 長	上田 裕昌	市 民 部 長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総 務 部 次 長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総 務 課 長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	大藤 良昭	事 務 局 次 長	辻 義幸
書 記	吉川 加代子	書 記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 請願第1号及び請願第2号

(農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願 他1件)

常任委員会付託

第3 代表質問

第4 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

出席議員は、18人全員でございます。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略しましたので御了承願います。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第16番、北村五十鈴議員、第17番、荒川泰宏議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、今期定例会において受理した請願2件は、既に配付いたしました請願文書表のとおり、環境経済建設常任委員会に付託いたします。

(日程第3)

○議長(矢野隆行君) 日程第3、昨日に引き続き、代表質問を行います。

それでは、みらい野洲、第12番、鈴木市朗議員。

○12番(鈴木市朗君) それでは、みらい野洲を代表して代表質問を行わせていただ

きます。

ことしの冬は、特段と寒い冬でした。今こう見てみますと、外を見渡しますと、「梅一輪 一輪ほどの 暖かさ」というのを今感じているところでございます。

山仲市長におかれましては、常日ごろより住民福祉の向上に全力を傾注していただきまして、まことにありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

近年の日本経済は、極めて低い政策金利の中、法人税の圧縮などさまざまな施策展開にもかかわらず、日本経済の明確な浮揚の兆しが展望できません。また、世界経済も複雑な情勢により、経済成長のばらつき、株価の流動、仮想通貨の出現もあり、世界経済・金融市場は極めて流動的な様相を呈しています。

さて、当市は平成16年10月1日に2町合併により誕生し、平成19年3月に第1次総合計画を策定され、計画実現に向けての取り組みを今日まで進めてきたところです。しかし、政策策定後に急激な社会情勢の変化、将来人口の見通し、土地利用の方向性など、実態との整合性に乖離が生じてきたように思料できます。また、地方分権が進む中、地域のことは地域で責任を持って決めていくことが求められ、市民や行政にとって総合計画の位置づけが一層重要となってまいりました。

こうした現状を踏まえる中で、市では、真に必要な施策を明確にし、夢と実効性のある、共有できる計画全体の再構築が図られました。再構築計画では、市民福祉の増進を図り、元気と安心を柱とし、平成24年4月を初年度に、中長期的展望を踏まえて平成32年度を目標年次としています。

市長の施策方針は、総合計画に示されている豊かな自然と歴史に恵まれたにぎわいとやすらぎのあるまち、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくりを目指し、6つの基本目標を中心に施策展開を図られてきました。

中でも、予算編成時の政策形成・決定過程など、公開による市政の透明化、財政の透明・健全化、文化・スポーツ施設及び市民の足となるコミュニティバスなど重要な市民サービスの直営化、さらに長年の課題であった国道8号野洲栗東バイパス及び県道大津湖南幹線の整備促進、先進的な生活困窮者支援、学校耐震化、学童保育所の整備、本市独自のこども園の整備、これは待機児童も目指して取り組んでいただいております。

また、特別支援教育の充実、不登校対策、児童虐待防止対策、新クリーンセンターの整備、野洲駅前広場の整備、妓王井川雨水幹線事業、また、野洲駅前の無電柱化、そして土

地開発基金の整備、特に何よりも市民病院の整備は市民の元気と安心の担保となります。

これらの取り組みは、市民にとっては極めて意義のあるものと確信が持てるところであります。

まず、1件目の、野洲市総合計画の施策体系6項目の基本目標についてお伺いをいたします。

6項目全般に、P D C Aサイクルによる進捗管理を示してからの答弁をお願いいたします。P D C Aサイクルの進捗状況をお願いできますか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

みらい野洲を代表しての鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1次野洲市総合計画、これは現在改訂版であります。この進行管理、進捗管理全般につきましてですが、市役所の仕事は各部でそれぞれ担当しておりまして、各部で実施している事業の中から主要な事業を抽出し、毎年中間と年度末の二度、いわゆるヒアリングにより進捗管理を行ってまいりました。この中では、事業の課題や達成度、今後の方向性について確認と評価を行うとともに、議員の皆様にもそれをお示しした上で市民の方に公表をしております。そして、その結果をそれ以降の予算編成とか事業の立案、そして組織編成に生かすようにということで、いわゆるP D C Aサイクルを回しております。

ただ、このP D C Aサイクル、御指摘もありましたように大事なんですけども、このP D C Aだけではだめでして、今、図らずも御指摘いただきましたように、市民のニーズ、課題、これを中に注ぎ込まないとだめでして。御承知いただいていると思うんですが、お仕事でもP D C Aサイクルにかかわっておられた方はあると思います。これは品質管理、生産管理でして、日本では物すごく信奉者が多い、戦後のデミングさんという方が提唱したもので、先に課題が与えられた中で計画を立てて、解決を図って、確認をして、次の行動に移すということなんですけども、課題を設定するためには問題とかニーズの把握が要ります。

これは常に、職員、学校の教員もそうですし、保育士、保健師等全ての職員が、日々の皆さんと接してる中でニーズ、課題を吸い上げる。あるいはいろんな会議、懇談会でですけど、一番大事なものは、この場で問題と課題が出されるということだと思います。議会が一番それを代表していただいていると思いますので、そういった中で出てきたものを課題化して、このP D C Aで回していくという前提で進めております。

以上、とりあえず、今の御質問へのお答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 我がまちでは7学区で編成されてますね。まず、この7学区の中でさまざまな、今、市長がおっしゃいましたような問題、課題、それぞれに抱えている部分が、私はあるかと思えます。そういう部分を、今、市長がPDCAサイクルに基づいて1つずつ課題を見つけ、その中で解決していくというようなことを今お話しいただきましたので、それに基づいて6項目、それぞれの7学区の中の6項目について、細かな質問をさせていただきたいと思えます。

まず目標1で、豊かな人間性を育むまちについてお伺いいたします。

1つ目として、各教育施設の年次別改修計画の策定はどのようにお考えですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 教育施設の年次別の改修計画についてお答えいたします。

そもそも野洲市の場合、教育施設の耐震化は保育園も含めて手つかずでした。10年前はほぼ半分でしたので、まずは危険度を安全にするということで、耐震化を急ぎました。ようやくそのめどが立った段階で、いわゆる施設の老朽化に対応するというので今進めております。

教育施設を含めまして、市の持つてる施設全てを公共施設等総合管理計画等の中で全体的に把握をしております、この行動計画としての個別施設計画として、小中学校施設保全計画を平成26年3月に策定をしております、小・中学校についてはこの計画に基づいて対応していきますし、その他の教育施設、文化ホールですとか、さざなみホールですとかといったものにつきましては、今申し上げました総合的な計画の中での個別の施設計画ということで、今後具体的に策定していった進めていく予定であります。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） それぞれに、市長が今おっしゃいましたように、昭和26年3月に策定された、これは小・中学校の関係ですが、私、いつも思うのに、北野コミセンの野洲小南線を走ってますと、屋根瓦1つを見ましても、経年劣化して、上の被膜がもう全て剥がれてしまって、今、瓦自体、本当は黒なんですね。経年劣化により、上の被膜が全部剥がれてます。あれ、もう1年、2年ほってたら瓦を全部取りかえんならんというような状況になっております。

そうしたことを、やはりこれは教育委員会の所管になんのか、管財の何になるのか、これは私にもわかりませんが、やはりそういうような、まず手だてを先にしていかなければならんという。市長はそういう部分に対して、私も前段に申し上げましたように、学校の耐震化初めさまざまな部分でやっておられます。

今年度の事業計画を見ますと、それぞれに施設に対して、中主小学校、篠原、あるいはそれぞれの何で改修を進めていっていただいています。それも評価できると思いますが、今私に取り上げました北野コミセン、それも屋根瓦を早急に、教育長も一遍見てください。どういう、あそこを通っておられますか、毎回。通ってたらわかるはずですよ。だから、早急に手だてするようにしてください。

次に、人権尊重と恒久平和の実現においては、日本国憲法を尊重する意識の学習の取り組みはどのようにされておりますか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まず人権の取り組みにお答えしますが、コミセンは教育施設ではございませんでして、市民部の所管ですので、教育長がお答えをする立場ではないんですが。

○12番（鈴木市朗君） 失礼しました。

○市長（山仲善彰君） いずれにしても、これまでのやり方は壊れたらやり直すというやり方でして、今総合的な対応をしようと思ってるんですが、その前の間は今年度、祇王と篠原のコミセンの空調を直しましたし、来年度は篠原の屋根です。北野コミセンも認識はしてまして、一応スケジュールは組んであるんですが、財源と人手間と、お金があっても設計とかが要りますので、順次直していきますので、それも誰が見ても20年近くなってるものは傷んでくると思います。

それで、次の本題ですが、本市の人権の取り組みにつきましては、学校、園、そして保育所等々を含めまして、その段階から行ってます。学校園所人権教育推進委員会を設置しまして、人権の取り組みをそれぞれのところで、所、保育園も含まれてますので、就学時前から義務教育を通じましてやっております。

また、小・中学校では、小学6年生の社会、中学校の社会・公民的分野においては、日本国憲法の基本的人権の尊重、平和主義、国民主権の理念について学習をしております。また、市内の中学校の修学旅行では、沖縄、長崎を選んでる学校では事前に平和学習を行っております。それと、学校だけじゃなしに、市民の皆さん方には各自治会・学区で人権

の学習地区懇談会等々ですし、先般も人権の集いを市民全体の方で御参加いただいて開催いたしました。例年になくたくさん御参加をいただきました。

それと、何よりも大事なものは、先ほどのP D C Aのところで触れていただきましたように、各分野できちっと透明性が保たれていて、情報が共有化されるというのが一番大事でして、密室になるとどうしても人権が損なわれますし、できるだけオープンで、市民が課題を共通・共有化できるようなまちの健全さというのが一番大事かなというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 今、国会でも改憲というようなことがクローズアップされて、国会としても改憲に向けてさまざまな議論を交わしておるというのが現状ですね。実は私も、これ、日本国憲法第1条から103条ですね、これをいつも肌身離さず、私は日本国憲法をポケットに入れております。

まず大事なものは、子供たちにこの憲法の精神というのをやはり教えていくというんか、意識してもらおう。というのは、私は何でこういうことを申し上げるといいますと、18歳から選挙権がありますね。だから、その義務教育の中で、思想信条、これはもう別の問題として、憲法というのはこれは日本の最高法規でありますので、そういうことをしっかりとやはり認識してもらえんというふうなことを、私は考えておるんです。

京滋の国会議員が憲法9条第2項をどうするかというようなことが、せんだっての2月28日の京都新聞に出ております。衆参両院まぜて、入れて14人の国会議員にアンケートをとっております。その中で、9条第2項ですね、前項の目的を達するため、陸海空軍そのほかの戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないという中で、この憲法9条2項を維持すべきという国会議員が8名おられます。幸いにして、滋賀県の国会議員さんは、削除、修正すべきというのを可としたが、これが1人だけおります。あと、第2項は、維持するいう人が、京都、滋賀を入れて8名。どちらとも言えないというのが、京都の最長老の伊吹文明さんです。この方は、どちらとも言えないという中途半端な回答をされてますね。

維持すべきという国会議員が8名も自民党の中ででもおられますので、そういうことも踏まえて、やはりこの第9条第2項というのは、これは非常に大事なものだと思っております。ですから、先生方はこれを教えるのは大変難しいと思っておりますが、やはりこの憲法の精神というのは、過去、この日本国憲法ができて60年ですか。これをやはりしっ

かりと子供たちに教えていただいて、この日本の平和をいつまでも守っていただけるような、そういうような仕組みづくりをしていただきたいというのが、私、私というより国民の願いだと私は思います。

では、次に移ります。

不登校児童、学校・家庭・地域の連携強化と地域間の人間関係が希薄になっている。昔からよう言われますが、隣は何をする人ぞ、まさしく現代社会を反映しているような言葉でございます。この解決法の施策はどのようにお考えですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと余りにも漠然とした御質問なんですけども、隣は何をする人ぞを解決できるかということ、なかなかそれは難しいと思うんですけども、昔みたいに農村地帯でしたら、皆さん同じようにそれぞれの田んぼでお米をつくっておられる、麦をつくっておられるということで、隣が何をしておられるかはもう一目瞭然だったんですが、今の時代というのはそれぞれ職業を選ばれたり、あるいは自分の活動を選ばれておりますから、これはやはり前提にしないといけないと思います。

特に、やはり子供たちの育ちという面で、そこがどういうふうにプラスに働くのかマイナスに働くのか。子供はやっぱり家庭、地域で育つというのが一番大きな要素です。学力とか体力は学校である程度できますけども、生き方とか人間性とか社会性、これはやはり家庭、地域ですが、今、家庭とか地域の力が落ちている。

そこをどう補うのかということ、野洲の場合ですと自治会も活発に活動していただけてますし、青少年の育成団体、健全育成の団体、あるいはPTAも野洲はまだ健全に活動していただけております。それと、学校においても学校応援団ですとか、そういった学校を中心にしたがらの仕組みが動いてますし、きのうも教育長が答えましたように、野洲の場合はスクール・ソーシャル・ワーカーの方を可能な限り今配置して活動いただけてると。

ですから、これで全てが解決できるというものではないのですが、今ある地域の資源といますか、活動をうまくかみ合わせていって、特に若い世代の人たちが伸びていけるような、まずはやはり社会性とか生きる力を培っていただけるような地域づくりを進めていきたいと考えてます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 昨日の議員の質問の中で、教育長が答えておられましたが、今の子供というのはあくまで授業が各科目それぞれ詰まると、何か知らんが頭でっかち

になり過ぎてるん違うんかなと。学校というのはもう少し余裕を持って、やはりお互いに協調し合って学べる場だと私は思うんですがね。国の指導やらでそうなってるといっても、やはり特色のある学校づくり、そしてまたその中で友達の輪づくり、それぞれのことが考えていけると思うんですね。

後で触れていきますが、篠原小学校なんかはそれぞれに、子供の人数も少ないから、それぞれの取り組みができると思うんですが、野洲みたいに大きな、子供の数が多いと、それなりにやはり無理なところもあるかもわかりませんが、やはりそういうことも考えて、頭でっかちにならないで、やはり友達との協調、それぞれに余裕のあるですね。ゆとり教育じゃないんですよ。ゆとり教育はだめになりましたからね。だから、そういう部分もやはりしっかりと考えていただいて、これから取り組んでいただきたいと思います。

次、目標の2として、人とひとが支え合う安心なまちについてお伺いします。

まず、市民が待ち望んでいた市民病院整備がいよいよ本格的に動き出しました。病院経営には優秀な医師確保が不可欠となります。滋賀医科大学、そのほかの関連医療機関への要請と協力体制についてお伺いをいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 新しい市民病院における医師の確保にかかわっての滋賀医科大学との関係についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、医師確保で重要なことは、医科大学との協力体制の維持であります。特に幹部クラスの医師確保におきましては、大学の医局人事を基本に行うことが重要であると認識しておりまして、それにより大学との関係が常にアクティブなものになり、若手の医員にとっても魅力ある病院として医師体系が実現するものと考えております。

野洲市民病院におきましての医師確保におきましては、まず病院長予定者を確定することが必要でありますので、年明けすぐに滋賀医科大学の学長に直接私から推薦依頼を行いまして、承諾をいただいております。これは文書でやるというよりは、口頭できちっとお願いをするという仕組みでありますので、これで完結をしております。その後、学内、病院内で野洲市民病院への医師派遣を前提に協議をいただいております。

現在の状況からしますと、もう今年度中ってあと残りわずかですけども、可能であれば今年度中に病院長の予定者を内定する方向で進めたいと考えております。本当に医師の構成というのが大事でして、病院長が、いろんな医療の分野はありますけれども、いずれにしても一定の実績と信望のある方があって初めて、若い医師等々が意欲を持ってその病院

で働けますし、いろんなチャンスが生まれます。ですから、まずやはり病院長以下の幹部人事につきましては、大学との緊密な連携の中で位置づけをしていきたいと考えておりました、かなり今は進んでおりますので、また具体的にになった段階で議員の皆様方にもきちっとお示しをしたいと考えております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） ありがとうございます。何と申しましても、病院運営には医科大学との提携というのは、これは欠かせない状況であると思います。また、そして、ここまで立ち上げる中で、さまざまな検討委員会、委員会におきまして、滋賀医科大学の学長が座長になって進めていただいた経緯もございます。それは本当にありがたいことだなど思っております。そしてまた、現野洲病院の岡田院長につきましては、滋賀医大から来ていただいて、市民の健康と命を守っていただいている、物すごく活躍していただいております。その件に関しましても、敬意をあらわしたいと思っております。

次に、目標3で、地域を支える活力を生むまちについて、1番として、1つとして、中山道の活気を取り戻す施策のお考えはどのように思うておられますか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 中山道の活気を取り戻す施策ということではありますが、かつて中山道は京都と江戸を結ぶ重要な幹線でありましたので、当然、いろんな方が通るということで、江戸以前からもここは重要な街道でした。きのう御質問にお答えしましたように、平宗盛公にしてもそうですが、そのときには恐らく義経、弁慶に連れられていったわけでありまして、弁慶、義経も通ったという日本の重要な幹線であります。ただ、現在は、皆さんここを歩いて通ったり馬で通るわけではございませんので、その活気をそのまま取り戻すということは、これは実際不可能だと思っております。

中山道につきましては、御承知のように、景観の保全がむしろ重要でして、野洲市の景観条例に基づく野洲市景観計画、これは平成24年10月に策定してありますが、その中で特に野洲学区エリアの街道筋を伝統的市街地景観地区、または市街地景観地区に指定してまして、建物の意匠や色彩、敷地の緑化など、街道筋の面影を残す町並みとなるよう、一定の制限をかけております。

ただ、制限をかけてるだけでして、まだ今振興策までは至っておりませんので、今後、活気というよりは、やはりこの重要な街道筋の景観を保全するという観点からの取り組みを進めていきたいと考えております。むしろ、活気というよりは落ち着いたたたずまいを

残すと。現に今、酒屋さんもきちっと保全をしていただいていますし、見ますとまだまだ貴重な町並み、家並みが残ってる部分もありますので、そういった視点からの取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

ハード部分じゃなしにソフト部分でしっかり対応していきたいというような回答をいただきましたので。何よりも、そこに住んでおられる方の、そのやはり活力というものがおのずと湧いてくるような、そういう街道にしてもらいたいと思います。

2番目として、公園開発、マイアミ浜オートキャンプ場の交通アクセスについてお伺いします。

この風光明媚なオートキャンプ場ですね、これ、市内の方はあんまり利用されてないと思うんですが、主によそから来られてキャンプ場で楽しんでおられるという、これは私の思いですよ。市内の方は、あんまり行ってない、利用してないの違うのかな、こんないとこをね。それについて、交通アクセスをどのようにしていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） マイアミ浜オートキャンプ場への交通アクセスにつきましては、そもそもここはオートキャンプ場と言われてますように、車で来ていただいてキャンプをしていただく。一番その典型的なのは、キャンピングカーというので滞在いただくというのが前提になってます。一部、小屋といいますかキャビンを設けてますので、何もなしで来ていただいても楽しんでいただけますが、いずれにしても、立地条件は車でみずから来ていただくということになってます。

隣には旧来のキャンプ場もありますから、オートキャンプ場を前提にしてませんが、それも昔の形態で、子供たちが学校のキャンプとか、あるいは子供会活動ということなので、個々の市民の方がみずからということは想定してないのですが、できるだけたくさん御利用いただけるというような意図で、何年か前からは、市民の方は大幅割引をしています。これも市の広報にも載せさせていただきました。今の印象で言われたように、余り多くはないんですが、それを知って継続的に利用いただいている方はありますけども、できるだけもっと御利用はいただきたいと思っています。

そういう意味で、市のコミュニティバスが走らせられればということで、今回の見直し

でも検討いたしましたけど、やはり利用の頻度とか等々を考えますと、あえてあそこからの発着とか、あそこを経由することによって時間がかかるとか距離が長くなるということなので、試みはしましたけど、ルートからは今外しております。ですから、今のところやはり個々の方がみずから移動手段を確保して御利用いただくということにならざるを得ないかなと思います。

ただ、幸いかなり利用いただいておりますので、ここ数年はきちっと配当をしておりますので、過去には大変でしたけども、今、野洲市も一番大株主で半分以上株を持っていますので、相当の配当金として収入になっております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） ありがとうございます。確かに、オートキャンプ場から比良山系を望むと、湖面に比良山系がぱっと映って、あれほど風光明媚なところは私はないと思うんですね。市民の方にも、そういうようなすばらしい場所があるということを知っていただいて、やはり多く利用していただけるような方法も考えていかなければならないなというような思いで質問をさせていただきました。

じゃあ次、目標4の、美しい風土を守り育てるまちの歴史的遺産や文化の保護、継承についてお尋ねをいたします。

説明として、全国的に見ても、銅鐸の出土というのはこの野洲が一番、一番じゃないのか、よそに、島根のほうに追い抜かれたのかな。2番ですな、ほんで。大きさは一番ですね。東京国立博物館にございますね。

この使用目的ですね。これは祭器に使われたというようなことは聞き及んでいますが、実際祭器でどのように使われたのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これも私を指名していただいておりますが、私、専門家ではございませんので、どう使われたと言われると答えようがないんですが、教育委員会からの情報では、銅鐸というのは御存じのように、弥生時代に稲作と青銅器製作技術とともに、日本列島、当時は日本という国はありませんでしたから、倭国にその原型で、これは朝鮮式小銅鐸と言われてるらしいんですが、がもたらされまして、それが日本独自の形として発達した祭具であると現時点ではされてます。ただ、稲作に関係する祭祀に使われたとはされてますけども、具体的なことは現時点でも謎とされてます。

一般的には、聞く銅鐸から見る銅鐸に変化したと考えられ、祭りに鐘、ベルとして鳴らしていたのが、大岩山1号銅鐸のように大型化をして、ショウですね、鐘としての機能がなくなり、御神体のように拝まれていたと考えられています。

銅鐸博物館では開館以来、銅鐸研究会を開催いたしまして、多くの研究者の意見を講演という形で、広く市民と最新の学説や発見を共有しております。直近では2月3日、先月ですけれども、弥生時代研究の第一人者である森岡秀人さんに、「銅鐸の早期埋納から描く近畿弥生社会の歴史像」というテーマで御講演をいただきまして、現時点ではまだ謎ではありますけど、市としては常に最先端の研究成果を市民の方に共有化していただく取り組みは続けております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） この銅鐸というのは弥生時代ということで、なかなか考古学分野で非常に解明しにくい、しにくいというより、解明しにくいという、そういうように思ってます。幸いに、我が野洲市では日本で一番でかい銅鐸が出土しておりますので、これは考古学分野でその解明していくのには、ある程度夢がある、そういうように感じられますので、その考古学分野でしっかりとそうしたことを位置づけしていただきたいという思いでございます。

では、次に、天保時代で、自分の命をかけて農民を守っていただいた土川平兵衛さんですね、その偉業に対して市のほうはどのように発信をされているのかお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 近江天保一揆の指導者の一人でありました土川平兵衛の偉業につきましては、まずは歴史民俗博物館におきまして、関係資料や紹介パネルを常設展示することで、市民、来館者の皆さんにいわゆる発信をしております。また、地元三上地域では、天保義民土川平兵衛顕彰会では、4月に墓前祭、義民についての勉強会や、全国各地義民の遺跡を訪ねる活動をしていただいております。また、毎年10月には観光物産協会の主催で天保義民祭が行われ、義民の遺徳を後世に伝えていただいております。

それと、三上小学校を大改修いたしましたけども、土川平兵衛像、かなりやわらかな石でつくられていて、いろいろ移設も課題があったんですけども、きちっと保存、移設をしまして、今、三上小学校の一番正面玄関のところにきちっと顕彰して設置をさせていただいております。

私も、土川平兵衛さんというのは本当に素晴らしい人で、一番感動する土川平兵衛さん

の言葉は、一揆を起こした首謀者の一人ではありますけども、いわゆる苛斂誅求、年貢の厳しい取り立て、さおを短くすることによって田んぼを大きく見せかけて、過大な年貢を取り立てられて生活が厳しくなるから、食べられないから反乱するというわけではなくて、こういうことがまかり通るのであれば国が立ち行かない、正義のために立ち上がったというふうに言い残しておられますけども、普通は食べられないから、無法だから反逆するということのイメージですけど、全くそれではありませんでして、さっきも御紹介ありましたように、今の社会状況を見てますと、秘密、秘密、これでは義が通らないと。まさにそういうことで立ち上がられた、本当に貴重な偉人だというふうに思っております。

それと、いわゆる明治維新まで残すところ数十年です。大塩平八郎の乱は多分それより前だと思いますけども、そういったいわゆる幕末、明治維新に近いというんじやなしに、この野洲・三上でもそういった胎動といいますか、市民・住民の動きがああいった明治維新のうねりをつくり出した、そういう意味では貴重な歴史的な活動の一環を担った偉人だというふうに考えてます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 確かに市長がおっしゃったように、幕府に対して10万日でしたかな、延長というような形でかち取られたということも聞いております。そしてまた、この土川平兵衛さんは、市長のお話にも出てきたように、大坂町奉行の与力でありました大塩平八郎ですね。この方も土川平兵衛さんも、当時の陽明学という学問があったんですよ。この陽明学というのは、やっぱり人のため世のために尽くしていくという、その1つの線を持った学問だと私は聞いております。そうしたことで、土川平兵衛さんもこの陽明学に共感されて、このような市民じやなしに農民のために、自分の命を投げ出してやられたんだと私は思っております。

次に、野洲市の中で、篠原焼、小富士焼というものがありますね。これは、幕末から明治にかけての焼き物だと聞いております。特に小富士焼というのはさまざま、彦根でいえば湖東焼ですね。そこまではいきませんが、京都から絵付師を呼んできて、招聘して、で、小富士焼に絵付けをさせて、それで一般の庶民が使う瀬戸物として販売してたということを聞き及んでおりますが、私も数点、この小富士焼を持っております。確かに、京都の仁清とかああいうような焼き物に近い、そういうようなできばえのものです。

私が持ってた小富士焼というのは、信楽の資料館へ寄託しておりますが、そうしたものの伝承ですね、これはもうほってたら消えていくというようなものですが、そういう伝承

はどのようにお考えなんですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 篠原焼、小富士焼の伝承についての御質問についてお答えをいたします。

まずは、篠原焼につきましては、今御指摘のように明治時代に大篠原の山の土、篠原土を用いて陶器が焼かれたことからその名がつけられております。近年では、具体的なお名前を挙げますと、西郡 公さんが復活をされまして、篠原小学校においても学習の一環として篠原焼の陶芸を児童たちに伝承されております。先般も、私が学校へ行きましたときに、子供たちは一生懸命、楽しく土ひねりをしておりました。こういう形で、みずからも作家として創作するとともに、学校でも伝えていただいていますし、あとサークルでも、大人の方たちも篠原土を使って陶芸に励んでいただいております。

一方、小富士焼は、これは明治時代に小篠原で焼かれていた焼き物で、「近江栗太郡志」によりますと、明治30年ごろに栗太郡葉山村小野、現在の栗東市小野の小山佐多次郎さんが始めたとされてます。窯は早くに絶えておりまして、作品の一部が博物館で保存をされております。篠原焼、小富士焼とも博物館にて保存し、不定期ではありますが、市民の皆さんに公開をしております。

そのほか、本市には、小堤で操業し、皿や湯飲み等を生産していた岡田濟造窯、窯ですね、岡田濟造窯もありますし、古くは大篠原から竜王町鏡山周辺には、「日本書紀」にも記載されてます須恵器の古窯群、古い窯の跡が多数、本当に多数存在しておりまして、古代の近江、これは今から1,500年前ですけども、焼き物の一大生産地であったと思います。

私たちは今、焼き物というと瀬戸とかそういうイメージですけども、昔はやはり身近なところで、土とまきがあれば焼かれていたものです。隣のまちでも下田焼とか八田焼がありまして、今辛うじて何か伝承いただいていますけども、野洲でも幸い、篠原焼については今申し上げた西郡さんがそうやって続けていただいております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 確かに、篠原焼については篠原小学校で西郡さんが子供たちに、また、そしていろんなサークルで篠原焼を教えていただいております。本当に感謝申し上げますと私は思っております。

今、須恵器の話が出ましたが、竜王町に須恵という地名の地域がありますね。そこから

須恵器が大量に出土し、窯跡もあったということで、その須恵器の名をなぞって、その地域を須恵という地名にしたということを聞いております。こういうものは後世に伝えていく重要なものだと私は思っております。

次、4番目にいきまして、兵主地区におけるホタル飼育の援助のお考えは、どのようにお考えですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ホタルの復活を目指す取り組みにつきましましては、市の環境基本計画に基づく取り組みの1つでありまして、市はこの計画が策定されました平成19年度から、これまで環境基本計画推進会議「水と緑、安心の野洲」、愛称は「えこっち・やす」といってますけども、これを通じまして補助金を交付する等の支援を行っております。これまでの地道な取り組みが評価されまして、今年度、平成29年度には、びわこ放送株式会社主催のびわこほのぼの大賞を受賞されました。今後も意欲を持って活動する旨表明いただいておりますので、同様に、支援というよりは一緒に取り組んで、ホタルの復活、あるいは生息の促進に取り組んでいただきたいと思います。

この間も、受賞されたのでお祝いのお話をしてますと、隣は大々的にやっておられるんですけども、実質はこちらのほうが着実に、自然に沿った形で取り組んでるというふうに自負をさせていただいてまして、私もそのとおりだと思っております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 何も隣に対抗するということは思うてませんですし、隣は昔から、僕らが子供の時分からホタル祭りとかさまざまなイベントをやっておられて。私たち、ここ二、三十年前は本当にこのホタル、菜種がらですね、それを持ってホタル狩りに行った記憶もございますので、本当に初夏の風物詩というんですかね、ホタルが舞ってる。あれは写真におさめよう思うたかて、なかなかあの光が写真には撮れないというような、そういうようなことも聞いておりますし、市長がおっしゃってましたように、この野洲においてもそういうようなものを、やはり気張って援助してやっていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願ひします。

目標5番目で、うるおいとにぎわいのある快適なまちの中で、土地利用の推進についてお尋ねをいたします。

大津湖南都市計画区域の中で、当市の市街化区域面積は12.7%と圧倒的に少ないです。人口減少、高齢化率の問題を因るため、区域拡大が求められます。行政のまちづくり

次第で、人口・高齢化対策が解消されると考えるが、その施策はいかがお考えですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 土地利用と高齢化対策に関する御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、やはりまちづくりの根幹は土地政策であります。何か一般的には、土地というところ少し、どういいますかね、別枠に置かれていて、いわゆるきれいな計画を立てることが大事だと思われているのが一般的です。これは全国の自治体も一般的にそういうことでして、例えば企画という仕事、この中には土地利用計画が本来入ってるんですが、具体的にはいわゆる建設サイド、土木サイドにその機能が委ねられてるんですが、本来はやはりきちっとした土地利用計画があって初めて、地域の発展とか安心とか安全が保たれてるというふうに思っております。

それで、野洲の場合は市街化区域が少ない。これは異常に少ないわけですし、このレベルの地域のまちとしては。これは過去のそういった観点で土地政策がやられてきたからだと思います。私になってからは、そこを切りかえて、優良な農地を壊すとか自然破壊をするということじゃなしに、効果的な土地利用、あるいは可能性を引き出すという観点から取り組んでおります。湖南の中でまだまだ発展余地がある中で、12%余りではない、計画的に土地を転換する、高度利用するという観点であります。

そうすると、事業所もふえるとともに、市民も社会増、自然増でふえてこられますので、そういうことからすると高齢化の率は低くなる可能性はあります。特に、社会増で若い世代が入ってこられますと。ただ、高齢者の実数、絶対数はふえますので、人のことを薄めると言ったら悪いんですけども、高齢化率を落としたところで、高齢化問題、高齢者問題はおさまりませんので、それはやはりきちっと、保健とか医療とか健康保持という観点からのまちづくりが必要だと思っております。

ただ、全体に人口がふえれば、高齢者を支える人たちもふえるということですし、介護施設で働いていただける方もふえるという意味ではふえますが、やはり土地利用政策がダイレクトに高齢化率の減少には役立つかもしれませんが、高齢者の安心した生活の保持には別途また施策が必要であると考えてます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 次のことに入っていく部分があると思いますが、この立地適正化計画の中でのこの資料なんですけど、昭和55年の財源別の内訳、昭和55年ですから随

分前の、これは宇野町長さんのときですね。この自主財源の率が61%だったんです、昭和55年でね。これが平成25年になってくると、自主財源が53%、そして29年度では55.1%。30年になって、これはちょっと上向いてきまして56.3%というようなことで、市長も努力していただいて、やっと55%を上回ってきたと、半分以上になってきたということで、ちょっとは安心してはるんですがね。

この昭和55年の自主財源のこの61%というのは、これは当然、日本IBMとかその辺の関係でがっつと法人税が入ってきた。年間16億から20億入ってきたようなときがありましたからね。だから、それだけのものがキープされて、その見返りに当時の町長さんは、当然そういう優良企業も誘致されましたが、まずは町内の基幹産業は農業であるということで、要するに農地の圃場整備を先行されてやってこられた。その結果が、先ほど私が申し上げました、市街化区域面積割合が圧倒的に少なくなっているというのは、この結果を見ても明らかだと思えます。

ですから、今後、市長が申されましたように、計画をしっかりと立てて、そして市街化区域の拡大を図っていくということがまず何より私は重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、目標6の、市民と行政がともにつくるまちで、今私が申し上げました自主財源の確保ですね。この総合計画（改訂版）では、平成32年によって新たに策定をしなければならないと思いますが、この計画はどのように今度進めていかれるんですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 都市計画の見直しの御質問にお答えいたします。

現在調査をしておりますけども、既に一昨年にお示しをしましたまちづくりビジョンの中であらかじめ、市街化区域への転換の優先度をまちづくりの観点からお示しをしておりますので、その優先度の高いところから順次、市街化区域へ移行するというように進めております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） わかりました。秩序ある、その計画に基づいて実行していただきますことをお願い申し上げます。

では、次に入ります。

立地適正化計画についてお尋ねをいたします。

持続可能な都市づくりの実現を図るため、国は平成26年に都市再生特別措置法を改正、

コンパクト・ネットワークの考え方にに基づき、医療、福祉、商業等の都市機能や居住機能がまとまって立地するように誘導を図りながら、公共交通と連携した多極ネットワーク・コンパクトシティを目指すように示されております。

本市は現状、高い人口集積と都市機能の集約によるコンパクトな都市空間が形成されると言えます。20年後には人口が約1割減少すると推計され、人口減少が進めば生活サービス施設が減少し、都市の魅力が低下し、さらに減少するという負のスパイラルに陥る可能性があります。健康で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市づくりを進めるため、第1次野洲市総合計画に基づき、短期では平成32年、長期では平成52年とし、計画に向け進められてるところです。

それでは、次に、中心拠点、JR野洲駅周辺の都市機能誘導区域についてと地域拠点について、5点お伺いいたします。

まず1点目、駅を中心に半径800メートルの範囲、野洲駅を中心に半径800メートルの範囲で、面積は120.5ヘクタールにおける今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まず、立地適正化計画で誘導区域を設定して。

○議長（矢野隆行君） 市長、申しわけない、……正面で……。

○市長（山仲善彰君） わかりました。

○議長（矢野隆行君） 申しわけないです。済みません。申しわけないです。

○12番（鈴木市朗君） 構へんで。

○市長（山仲善彰君） わかりました。失礼いたしました。

質問の項目が変わりました。

立地適正化計画につきましての都市機能誘導区域に関する御質問にお答えいたします。

都市機能誘導区域ですので、まず、公共的な機能を持った都市機能を集約するということでして、一番大きなのは、やはり市役所が関与する都市機能ということからしますと、1つはやはり病院ですし、あと交流・商業施設等々がございます。そのあと、文化ホール、小劇場をどうするかといったことについても、野洲駅南口の構想の後期で位置づけておりますので、そういったものを順番に、スケジュールを踏まえながら取り組んでいくということですが、まずはやはり病院を責任を持ってきちっと整備し、建物だけではなく、その中が機能するように持っていく必要がありますし、あわせて交流・商業施設につきまし

でも、現在お示ししてありますように、図書館の分室ですとか子育て支援機能を中心にするるとともに、商業機能をそこに誘致をするということで考えております。

それと、アクセスをしやすいということで、市民広場ではいろんなイベント等々の開催、今年度もこれまで2回行いましたオクトーバーフェスト&ジャスフェスin野洲を開催予定です。ただ、コンパクト・アンド・ネットワークですので、この都市機能誘導区域だけにぎやかで便利になったら済むものではございませんので、あわせてコミュニティバスを増設することによって、市内どこからもできるだけ便利に、短い時間で移動いただけるような対応も進めております。

それと、私どももそうですけど、国が考えてますように歩いてというようなことで、できるだけ車を使わないで移動していただけるような、そういった区域設定になるように。これは環境面でもいいとともに、健康にもよろしいし、人の交わりということも出てきますし、いわゆる健全な形のにぎわいが醸し出せるというふうに考えておりますので、そういったハード、ソフトあわせて都市機能誘導区域の発展・活性化を取り組んでいきたいと考えております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

コンパクトシティということは、とりあえずそこへ行けば当然、行政機能、そして市民福祉、命と健康を守るとりでとして病院というのが今設定されようとしています。そうした中で、今度は商業・交流施設とかさまざまなのが順次、市民福祉の向上のために計画されて、実行に移されると思います。

コンパクトシティというそもそもの意味合いは、そこへ行けば私が望んでいる、要望している全てのものがそこでそろろうと、そこで全て解決できるというようなことだと、私は自分なりに解釈をしてるんですね。そういう部分からしても、やはりきちっとした位置づけをしていかなければ、もう脱線してしまうと何が何やわからへんようになってしまう。そしてまた、210ヘクタールというようなことで示されておりますが、今、市長が申されました、そのほかの外周ですね、その辺の部分をもどのようにされていくかということも、これはこれから考えていかなければならないと私は思います。それが最たるコンパクトシティの形成じゃないかなというような思いを私はしております。

行政だけがやるんじゃないしに、これは当然、民間活力も、これは大事だと思いますからね。やはり民間活力をうまく利用して、そのコンパクトシティの形成を図っていく、これ

が何より重大だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域拠点、北部合同庁舎周辺ですね。都市機能誘導区域面積が25.9ヘクタールです。これを、地域拠点の25.9ヘクタールの基本的な考え方はどのようにお考えですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 今御指摘の場所というのは、旧の中主町の中心地であったわけですし、合併当初もいわゆる副都市という位置づけをされています。野洲全体を今見ましても、都市機能の誘導区域になるべき場所ということですし、現に北部合同庁舎もありますし、その中には商工会ですとか工業会ですとかの事務所もありますし、図書館の分室も位置づけております。あと、民間の金融機関等々も存在するとともに、開業医さん、医療機能もあるということで、野洲市にとってはもう一つの都市機能の重要な区域だと考えておりますので、今の野洲駅前と同様に地域拠点として位置づけることによって、今後の発展の可能性を位置づけていきたいと考えております。

現時点でも地区計画の協議とかがありまして、特に市内の事業所へ通勤される方に関しては、あえて野洲駅を経由する必要はないので、市内の事業所へバスとか自動車通勤される場合については、今の都市機能が十分備わっている中で居住と商業等をあわせ持った、理想的な地域構成の区域ではないかなというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 私も、北部合同庁舎を中心に、中心とは言いませんが、25.9ヘクタールをこう見てみますと、市長が申されましたように、それぞれ住まい、それからいろんな事業者等が秩序よく並んでいるんじゃないかなという思いはしてるんですがね。地域拠点におきましても、まずはそこへ行ったら、野洲駅を中心としたようなことまではできないと思いますが、それぞれに自分の持つてる要望がかなえるような、そういうような拠点づくりをしていただきたいというような思いでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市街化区域内の人口密度は70.7ヘクタールで計算してますので、他市に比べて非常に高い。これは今の言うてる駅を中心としたこの半径800メートルの中での話でございますので、この現状をどのようにお考えなのか、よろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 市街化区域の中の人口密度が高いということの現状ですけど、こ

これはまさに現状ですので、これは人口は今5万1,000ありますけども、市街化区域の面積が余りにも少ない、いわゆる分母が少ないから当然率は高くなっていくというふうに考えてます。普通ですと、草津から八幡ぐらまでのまちの中ですと高くなるはずないんですが、人口はもう圧倒的に草津のほうが2倍以上ありますし、守山が1.5倍ですから、密度は野洲が高いはずはないんですが、異常に市街化区域が、過去の経緯から少ないためにこうなってるんだというふうに考えますので、そういう意味では市街化区域の適正な拡大が大きな課題になっていくというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） まず、こうして固まったところの市街化区域に人口密度が高い状況になってくると、当然、まず何が起こるかとおっしゃいますと、まず教育施設ですね。教育施設が、若い方が入ってこられるわけですから、教育施設が定員を収容し切れないというような、そういうふうな現象が起きてきますね。

端的に言えば、JRから下ですね。下言うたら何ですけど、JRから北側ですね。今、地区計画によって市街化区域にさせていただいたところですよ。あれは野洲小学校が目の前に見えてるのに、北野小学校まで行かんなんですよ。ほんで、ゆきはたこども園があそこに見えてるのに、北野まで行かんなんというような、おかしな現象が今後当然起きてくるわけですね。ですから、この分散というようなことも考えていかなければならないように思うんです。

新しい学校を建てるとしたかて、祇王小学校ですか、増築とかそういうことで、結局人口密度が高ければ高いほど、そういうものにも投資していかなければならないという現象が出てきますのでね。それは、やはり計画に基づいてきちっとやっぱり処理をしていただきたいと。片や、三上小学校とか篠原小学校においては、子供の数がああいうようなことになってますのでね。なかなかそれは難しい問題だと思いますが、そういうことも加味しながらやっていただきたいというように思います。

4点目で、平成32年をピークに人口減少が始まります。地理的に恵まれた本市では、都市計画による魅力あるまちづくりを形成していけば、若者たちが集まり、生産年齢人口もふえ、先ほど申し上げましたように、自主財源の確保につながると思いますが、お考えはどうですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおりだと考えております。ただ、市街化区域だけではなくて、やはり調整区域にある旧来の集落、住宅地についてもやはり同様に組みを組みをしていって再生が図れるように、特に調整区域の集落の中で、きのうも御質問がありました、空き家になって更地にした場合家が建てられませんので、そのあたりを、更地になっても調整区域の中で社会資本が整備されてる下水道、上水、下水、電気が来ているようなところではやはり建てられるような制度設計も必要かなと考えてます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 確におっしゃるとおりで、以前は調整区域でも既存住宅という形、そこへ新築できましたですね。ほんで、既存住宅のそういう特例が外れまして、市街化調整区域では解体したら家が建てられないと。でも、その中でもインフラ整備もしてると。だから、野洲市というのは、まあ、どこの市でももう今はそうなんです、野洲市は当然、その市街化区域内においても調整区域の集落においても、同じようにインフラ整備が、同じ時期にずっとされとるんですね。

インフラ整備をされてるにもかかわらず、そういう建物が建たないというようなことで、市長、どうですか。野洲市で特例でもつくって、既存住宅やったら家が建つような方策は考えられないんですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これは従来から私も問題提起をしまして、庁内で議論をずっとしてたんですけど、できない、できないということは、私、できると思うて今再挑戦をします、条例化をして建てられるような制度をぜひ実現して、むやみな乱開発ではなしに、本当にこれから各地域がせつかく有効な宅地が存在しますから、そこが活用できるような形で制度化できればと思ってます。空き家の利用よりはむしろ空き地のほうが、やはりみずから家を建てたいという方があると思いますので、両方が選べるような制度を進めていきたいなと思ってます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） ぜひとも、野洲市だけでもその調整区域の中で、既存住宅跡地に新築できるような、そういうふうなこともぜひとも考えてください。期待してますよ、市長。約束ですよ。

5点目に、先ほど私が申し上げました中心拠点までの交通アクセス、市長は歩いてこられるというような、そういうことをおっしゃってましたが、その中心拠点までの交通アク

セスですね、この7学区ある中でそれぞれに高齢者、いろんな方、免許証をお持ちでない方とか、それぞれの多種多様な方がおられると思いますが、そういうコースアクセスの考えはいかがですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 中心市街地への交通アクセスの問題ですけど、これは必須でして、単に中心市街地だけが活性化されてはだめで、そこへ均等に皆さん方がアクセスしていただかない限り、まちが健全に発展しません。そういう意味では、自家用車というのも1つの要素ではありますが、やはり路線バスが大きな支えです。それを補う形で、コミュニティバスがあります。ただ、きのうの御質問にもありましたように、野洲だけではなくてもう全国的に路線バスが厳しい状況に置かれていて、路線減が運営者から、運営会社から迫られてますので、できるだけ協議をしながら残すとともに、万が一そこが厳しければ、みずからといいますか、市の移動手段であるコミュニティバスの増設等も考えていかないといけないと思ってます。

今回の見直しも、従来ですと路線バスが走ってないところを走らすというルートだったんですけども、考え方を改めまして、空白区間しか走れないんですけども、時間の空白も走れるようにということでルート設計をいたしましたので、一步踏み出せてるのではないかなと思います。ただ、やはり財源の問題とか維持管理の問題がありますから、簡単にバス路線はふやせませんけども、まずやはり市民の方の移動手段はもう一番生命線だと思いますから、そういう観点で今後も取り組んでいきたいと考えてます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） ありがとうございます。

通告はしてないんですが、もう一番簡単なやつですから、賢明な市長やったら答えられると思いますので、申しわけないんですが。

立地適正化計画の中で、2カ月ほど前の全協でしたかな。この中で説明をいただきまして、今この立地適正化計画が進行している段階ですね。素案が作成され、それからパブリックコメント、公聴会、ワークショップ等による住民意見の徴収ということで今こう出ておりますね。これはいつごろこういうパブリックコメント、パブコメ、ワークショップやとかそういう住民の意見徴収をされる予定ですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと具体的なことは関係部長から答えてもらいます。日程に

ついて。

○議長（矢野隆行君） では、小山都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、立地適正化計画の今現在、改訂版につきまして、パブリックコメントということで現在実施をしております。2月の全協のほうでもお示しをさせていただきましたとおり、2月21日から3月12日の20日間におきまして、各閲覧施設の執務時間において閲覧をさせていただいてるというような状況でございます。

加えまして、ホームページにも閲覧可能という状態で、この改訂案につきまして掲示をさせていただいておりますので、それぞれ市民の方々はこの立地適正化計画の改定案をごらんになって、さまざまな御意見を頂戴するというところで。頂戴しました御意見に対して、市のホームページで御意見に対する回答ということでお示しをさせていただくというような予定でございます。繰り返しになりますが、3月12日までの間に御意見のほうをお聞きするという形で今現在進めてございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） その意見の中で、小山部長、この立地適正化計画に対して、市民の方のこの計画に関する期待度というのはどのようなことになってますか。期待度ですね。これはもうすばらしい計画ですよ、これ。ですから、市民の方の期待度、ぜひとも早うえせとか、そういうようなやっぱり意見はございませんか。確かに病院を核として、これは1つ実績というんか、それがありますのでね。この計画を早う進めよとか、もたもたすなとか、そういうふうな意見はございませんか。

○議長（矢野隆行君） 答えられますか。

都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 期待度ということで、そういった意見はないかというようなお尋ねでございますが、きょう現在のところ、御意見のほうはまだ市民の方からは頂戴していないというような状況でございます。

期待度と申し上げましても、市民の方々それぞれ個々のお考えもございまして、それぞれあらゆる方向から期待はされてると思うんですが、立地適正化計画の目標といいますのは、将来に向けての持続可能なまちづくりということで内容のほうをお示しさせていただいておりますので、個々それぞれ期待されているものと、このように私どもは逆に期待

しておるといような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） ありがとうございます。通告してないにもかかわらず、丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

いろいろなことを申し上げましたが、やはり行政、議会というのは市民の福祉の向上をやはり第一目標として取り組んでいかなければならないと思ひますので、よろしく今後もお願ひいたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、それでは公明党第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二、公明党を代表して質問させていただきます。

国の18年度補正予算、施政方針、教育方針、その他総括として質問させていただきます。

政府が昨年12月に決定しました2018年度予算案及び税制改正案は、自公政権の経済政策による税収増を踏まえて、暮らしに安全・安心をお届けする施策をさらに充実させました。公明党が訴えてきた教育負担の軽減策が、これまで以上に盛り込まれております。

まず、給付型奨学金がことし4月から本格的に実施されます。給付型奨学金は、経済的な理由により進学を断念することがないように、子供たちを応援するため、2017年度に創設されました。一部先行実施という形で、自宅外から通う私立や社会的養護を必要とする学生の約2,800人を対象に月額3万円から4万円が支給されましたが、本格実施となることし4月からは対象者が2万人ふえて約2万2,800人となり、月額2万円から4万円が支給される予定であります。

昨年の衆院選において、公明党は、重点政策の柱として教育負担の軽減を掲げ、幼児教育の無償化を目指すことをお約束いたしました。選挙後の昨年12月、政府はこれまでの公明党の取り組みを踏まえ、2兆円規模の新しい経済政策パッケージを決定、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化を決めました。

2019年4月から一部をスタートし、2020年4月からは全面的に実施いたします。

18年度においては、年収約270万円から360万円未満の世帯を対象に、保育料を軽減するための予算が盛り込まれております。また、昨年の衆院選で、待機児童の解消に向けた子育て安心プランを前倒しして実施し、保育の受け皿をつくることを訴えましたが、18年度予算案では約11万人分の運営費が計上されています。

また、過重労働が指摘される教員の働き方改革も推進します。教員のかわりに、部活動の指導に当たる部活動指導員の配置費用を国より補助されます。さらに、学習プリントの印刷など教員の業務を地域の人材がサポートする仕組みも後押ししますとなっています。

18年度予算では、大規模災害からの早期復旧に向けた財政措置を計上して、あわせて今後の自然災害リスクに備えた防災・減災対策を強化しています。自治体がインフラの点検、補修など老朽化対策を進めるために活用する防災・安全交付金を拡充し、地域における総合的な取り組みを集中的に支援いたします。

これまで政府は、自治体が行う子供の医療費助成に対し、医療費増大を招くとして国民健康保険の国庫負担を減額するペナルティーを科してきましたが、公明党の主張により、18年度から未就学児までの助成分は減額しないことになりました。見直しによって、自治体は浮いた財源を他の少子化対策に使えることにより、各自治体でさらに充実した対策を講じることができるようになります。

難病やアレルギー患者への支援体制も強化され、難病対策としては各都道府県で拠点病院を中心とした連携体制を整備し、アレルギー疾患対策では医師の育成を担う全国の中心拠点病院が支援されます。

経済活性化には、元気な中小企業が大事であり、後継者不足や人材不足による廃業増加に歯どめをかけるために、事業承継税制の拡充を求め、18年度税制改正では、中小企業経営を親族などが引き継ぐ場合、譲り受けた株式に係る相続税の猶予割合をこれまでの80%から100%に拡大し、後継者の負担が実質ゼロになります。また、承継時と売却、廃業時の納税額の差額を免除するなど、事業承継における税負担が軽減されます。あわせて、18年度予算案では、経営者と承継希望者の橋渡しを担う事業引継ぎ支援センターの人員拡充を行い、相談体制を強化されます。

今年度補正予算案に、中小企業の世代交代を円滑に進めるため、企業の廃業リスクをチェックできる事業承継診断を盛り込み、将来を考える気づきの場所を提供するなど、円滑な世代交代を後押しされます。来年度から3年間、企業の賃上げや設備投資の拡大を促すための法人税減税を実施しますとあります。大企業については、前年度3%以上賃上げし、

一定基準の設備投資を行った場合、賃上げ分の15%を法人税から差し引けるようにします。加えて、一定の人材投資を行った場合は20%を法人税額から差し引けるようになります。一方、中小企業は、設備投資の要件は設けず、前年度比1.5%以上の賃上げをした場合、賃上げ分の15%を法人税額から差し引けるようにするなど、賃上げをさらに進めるための税制としています。

以上のような取り組みについて、本市に対する影響を伺います。

2兆円規模の新しい経済政策パッケージの決定について、山仲市長の見解を伺います。

施策方針について、平成29年度において市税収入は少し回復の見込みで、法人税においても一部では増収で一定の回復が予想されておりますが、平成30年度においては大きな好転は期待できず、厳しい状況が見込まれております。

そのような中、予算編成に取り組まれておられますが、各事業の必要性や優先順位の確定に対する説明責任がより重要になってまいります。そのためにも、多角的になってきた市民ニーズを掌握され、より一層の経営感覚に基づいた市政運営を望むものであります。

市長は、第1次野洲市総合計画（改訂版）において、豊かな自然と歴史に恵まれたにぎわいとやすらぎのあるまちを将来都市像として掲げ、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくりを目指すとともに、野洲の元気と安心をつくるために各施策を推進されています。

具体的には、市政の透明化、財政の健全化、文化・スポーツ施設、また、コミュニティバスなどの重要な市民サービスの直営化、国道8号線野洲栗東バイパス及び県道大津湖南幹線などの整備促進、さらに、先進的な生活困窮者支援、学校耐震化、学童保育所の整備、本市独自のこども園の整備、特別支援教育の充実や不登校対策、児童虐待防止体制の充実、新クリーンセンターの整備、野洲駅前整備、また、雨水幹線事業による治水対策、市民病院整備などを積極的に進められております。このことは、我々の考えと同じであります。

平成30年度施政方針について何点か伺います。

豊かな人間性を育むまちについて、学校のICT教育促進について、現在、三上小学校、野洲中学校でのモデル事業を進めていますが、これまでの成果と今後の進め方についての見解を伺います。

小学校での英語教育の取り組みについての見解を伺います。

人とひとが支え合う安心なまちについて、生活困窮者対策、子供の貧困対策のこれまでの取り組みとこれからの取り組みについての見解を伺います。

学校配置のスクール・ソーシャル・ワーカー支援対策の強化のこれまでの成果と今後の取り組みについての見解を伺います。

北部合同庁舎の市民サービスセンターの充実について、現状と今後の取り組みについての見解を伺います。

野洲市民病院整備についての現状と今後の取り組みについての見解を伺います。

地域を支える活力を生むまち、特色ある地域農産物の生産拡大のこれまでの取り組みと今後の取り組みについての見解を伺います。

花火大会、オクトーバーフェスト&ジャスフェスのこれまでの開催についての成果と今後の取り組みについての見解を伺います。

美しい風土を守り育てるまちについて、クリーンセンターの余熱利用施設整備のこれまでの取り組みと今後の取り組みについての見解を伺います。

水俣条約についての見解を伺います。

永原御殿の跡地についての今後の取り組みについての見解を伺います。

うるおいとにぎわいのある快適なまちについて、防災・減災の取り組みで市内橋脚点検整備のこれまでの取り組みと今後の取り組みについての見解を伺います。

通学路の点検整備についての、これまでの取り組みと今後の取り組みについての見解を伺います。

コミセン、バスの利用状況と今後の取り組みについての見解を伺います。

市民と行政がともにつくるまちについて、効率的・効果的な行政運営を進めるため、市民参画について、これまでの取り組みとこれからの取り組みについての見解を伺います。

最後に、市民がまちを育て、まちが市民を育てるとありますが、これについての考え方についての見解を伺います。

次に、教育方針について、平成29年度も野洲市教育振興計画第2期の基本理念、「愛と輝きのある教育のまち・野洲 一人ひとりが大切にされ、大人も子どもも学びあう ひとづくり・まちづくり」を掲げ、子供から高齢者までが、思いやり、優しさ、いたわりの愛の心を持って互いにかかわり合いながらさまざまな活動に取り組むことで、笑顔、元気、自信、誇りなどの輝きを創出する教育を引き続き推進します。

子供の育ちを支援します、子供一人一人の豊かな成長には、多くの人が子供の育ちに関心を持ち、積極的なかかわりを持つ必要があります。特に、子供の生活の中で多くの時間を費やす家庭や地域の果たす役割は大きいものです。

家庭は、子供が育つ上で第一義的責任を有する場ですが、一部には子育てに無関心であったり、反対に過保護、過干渉であったりして、子供の成長にゆがみが見られることもあります。また、地域は社会性や公共性を身につける場ですが、地域住民の人間関係の希薄さから、互いに声をかけ合うことも少なくなり、地域の子供は地域で守り育てる意識が低下しています。家庭や地域は、子供の成長にとって極めて重要な責任と役割を担っています。

そこで、まず、大人が子供のよい手本となり、子供の健全な心身や規範意識を育むことにつながる家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、企業と行政がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して子供の育ちを支援することが大切です。

子供の育ちを支援するために、野洲市教育振興基本計画2期（以下、基本計画と言う）に示した施策1から施策6の取り組みを推進しますとあります。

1、特に新規事業として、老朽化した中主小学校の改築及び野洲北中学校の改修に向けて取り組みます。

2、三上こども園の建設に向けた実施設計を行います。継続・拡充する事業として、元気な学校づくり事業で、子供たちが将来の夢や希望が持てる体験活動やキャリア教育などを推進します。

3、スクール・ソーシャル・ワーカーを増員し、関係機関と連携しながら家庭教育環境の調整支援に努めます。

4、家庭や地域と連携し、「早寝早起き朝ごはん」運動やおはよう、ありがとうの挨拶運動を推進します。

5、PTAと協力し、子供の社会性や規範意識を育む家庭教育講演会を開催します。

6、学校家庭と触れ合い、教育相談センターとの連携をさらに深め、学校生活に関する悩みや課題の解決に向けた取り組みを充実させます。

7、子供の生き抜く力を育てます。現代社会のグローバル化や情報化の進展などにより、子供たちを取り巻く環境は予想を超えたスピードで変化し、多様化が一層進んでいます。

8、こうした社会の変化に柔軟に対応し、子供たちがたくましく生き抜いていくためには、みずからが考え、判断し、やり遂げる力と、仲間と協働し生きる力を身につけることが重要です。学校教育では、子供たちの発達段階に応じて、豊かな情操や自尊感情、人を思いやる心、社会性などを育み、生涯にわたって運動に親しむ能力や体力、健康の保持・

増進の基礎となる力を養うとともに、確かな学力を身につけていくことが必要です。

9、子供の生き抜く力を育てるために、基本計画に示した施策の取り組みを推進します。

10、中学生がびわこホール声楽アンサンブルによるオペラ公演を鑑賞し、芸術に触れる機会を確保します。

11、市教育研究所等による研修講座を多様化し、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善に取り組み、教師の指導力向上に努めます。

12、全ての子供たちが元気に生き生きと学ぶことができるよう、特別支援教育担当を継続して配置するとともに、外国人児童・生徒への日本語指導・支援などの支援員、指導員を増員します。各校の特色ある取り組みを支援する元気な学校づくり事業の拡充を図り、その成果を交流する場を設けます。

13、各地域のコミュニティセンターを中心に、地域の子供を地域で育てるということで、地域の方々の運営により実施されている地域子供教室について、子供たちの体験学習活動の機会のある場として取り組みを支援します。

14、誰でも、どこでも、学び合う環境を整備します。誰もが、自己の生活を豊かにしていくためには、将来を通してみずから学びを広げ、深めていくことが重要です。本市では、子供も大人もともに学び合うという考えのもとに、生涯学習社会の実現を目指しています。この理念をさらに高く掲げ、全ての人が参加しやすく、生きがいを感じられるような生涯学習、生涯スポーツの環境の整備、提供を進めるとともに、各個人がその学習の成果を生かせる環境づくりを進めます。誰でもどこでも学び合う環境を整備するために、基本計画に示した取り組みを推進します。

15、市民に俳句の楽しさを知ってもらうため、俳句会や季吟翁のお話、歌声コンサートを開催します。

16、世界的なバイオリニスト、演奏家であるオーギュスタイン・デュメイの演奏会を開催します。

17、博物館文化財収蔵庫の増築及び上屋収蔵庫、六条教育委員会別館の解体工事の実施計画を、実施設計を行います。

18、江戸時代初期の将軍宿館である永原御殿跡（永原・江部）について、地権者と地域の協力を得ながら総合的な調査を進め、国史跡の指定を目指します。あわせて、竹林の間伐、整理、案内板等の設置を行い、景観保全に取り組みます。

19、滋賀県人権教育研究大会を野洲市で開催し、学校、地域での人権教育のさらなる

推進を図ります。

20、市民への学習機会の提供と各種出前講座の啓発普及に努めます。

21、美術展覧会や文化芸術祭等の文化・芸術活動への支援を継続して進めます。

22、野洲市スポーツ推進計画に基づき、誰もが気軽に楽しくスポーツできる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

23、史跡公園として整備してる史跡大岩山古墳群の維持管理を図り、公開活用を進めます。

24、市内で実施する発掘調査について、現地説明会や博物館展示等により成果の公表に努めます。博物館では地域の歴史や文化を、時節にふさわしいテーマによりわかりやすく紹介する展覧会を開催します。

25、図書館では潜在的なニーズにも留意し、新鮮で魅力ある資料を収集するとともに、市民が必要とする資料を確実に提供するよう努めます。

26、子供と読書に関する講演会を図書館で開催し、保護者、ボランティア等、子供にかかわる人への学習機会の提供、啓発に努めます。

そこで、1から26までのこれまでの取り組みの成果と問題点、さらにこれからの取り組みについての見解を伺います。

最後に、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備について伺います。

突然の心停止から救える命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があるとあり、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月のさいたま市の小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使

用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生法教育を行っている学校は、平成27年度実績では、小学校では4.1%、中学校では28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこで伺いますが、本市においても児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生法とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。本市の小・中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また、学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みも含め御答弁願います。

以上であります。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 公明党を代表しての、津村議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、新年度予算あるいは税制改革に触れられて、あと、新しい経済政策パッケージについて述べていただいて、それへの市への影響についてお問い合わせをいただきました。

少子・高齢化、あるいは現役世代の働き方の問題、そして安全の問題、そして経済の活性化等々の課題に正面から向き合って、積極的に取り組みをしていこうということで、政策がつくられていることについては評価をさせていただきます。ただ、市にどう影響するかというのはなかなか見えてきませんし、恐らく、政策がつけられるときには、市にこういう影響があるだろうという前提でやっていただいていると思うので、それはどういう影響があるかというのは国から全然情報がなくて、まだ新聞情報ですので、今私がどういう影響があるのかということをお願いするような状況ではございません。

ただ、市の現場で見ますと、幾つか課題があります。

本当に頻繁な政策変更によって、一番現場では、今議会でもいろんな条例改正とかをお出ししてはいますが、条例改正の裏には、事務の手の変更ですとかシステム変更とか、本当に煩雑な業務が伴ってきてます。私も無償化というのは反対はしませんけども、所得制限が加わることによって、当事者にとっても不公平感があるとともに、現場の事務作業は膨大になってまいります。二百数十万とか300万とか、ものによって全部違う。あるいは、2子目、3子目というような区切りがあることも、これは国会議員とか省庁の職員

さんは全然気がつかないんですね。もうつくったら終わり。でも、実際執行してるのは現場の市町村の職員です。もっとやっぱり簡便な制度にしないと、どんどん調整、調整の制度になってきている。結局、そこには無駄なロスが生じてます。

野洲市の場合、いろんなミスがあったら全部公開して、それに今ならっただいて、多くのまちでは事務の間違い等が公表されるようになってますけども、職員の手違いとかはありますけども、やはり制度が余りにもきめ細かくなってるということでもあります。今もちょうど確定申告の時期ですけども、税理士さんでもついていけないという話を聞いてるぐらいに税制がころころ変わってます。やはりここは、もう一回どこかで抜本的に制度改正を、わかりやすいものにぜひしていただきたい。

それと、これも国、県にいつも要望してますけども、特に子育て、福祉は一括交付金になってます。その中で、必置施策が指定されてるんですけども、そういうその財政負担は国が2分の1で、残り2分の1を県と市町村、ですから市町村は4分の1を負担したらいい制度なんですけども、実際は4分の1以上を負担するということが恒常化してます。だから、こういうところを改めていただかないと、市の自主財源を国の制度で持っていかれてるわけです。

それと、野洲の場合は真面目に公立保育園を整備してます。これは、あえてやっています。民間保育園にも特別補助を出してます。民間保育園にも市民の税金で出してます。私は民間保育園も大事だと思ってますから出してますが、野洲市の場合、2割以上が発達支援、特別支援を要する子供さんですから、やはり拠点拠点には公立が要ということで、平成22年度につくった幼保一元化計画でやっています。でも、公立保育園には、交付税で入ってるような支援しかありませんので、かなり厳しいです。

今回の無償化では、今、新聞情報では、民間保育園にはその減収分は国、県、市町の財源で渡すとなってます。市もつき合わされるわけです。でも、公立保育園には支援をしないとなってる。ということは、真面目に市民のために直営の保育園をつくってきたまちには出す一方で、減額された分が補填されないということが、新聞情報ではそうなんですけども、こんなことだったら、本当に真面目に市民のために向き合っているまちの財政状況を厳しくするだけになります。

あと学童も、野洲は率先して6年生までやってきました。こんなまち、ほとんどないと思います。でも、定員を1,080にしましたけど、まだ足りないから増設をしようとしてますけども、決して特別に支援があるわけではないです。

保育園も40人、定員を今回増やしました。それで120%までいけるので、標準より少し受け入れを多くして百数十人の増にしましたが、まだ30人ぐらいは待機になると。これはこの間も市長同士で話してまして、近隣のまちもみんなそんな状況です。一生懸命やっても、1年間で100人以上の子供が預けられる状況になってる。でも、子供はそこまでふえてないんですね。

この状況を国がどういうふうに理解してるのか。これ、深刻な状態です。異常な状態ですね。野洲の子供は大体500人余りなのに、なぜこれほど頑張って、ここ五、六年一生懸命、いわゆる官民挙げて保育園整備をしてきたのに、まだ待機が出ると。この異常さを誰が感じていただいているのか。国に言っても、いや、もう全然余り反応がなくて、今みたいな制度がどんどん出てきてるわけです。

それと、あえて言いますと、評価はしてます。評価をした上であえて言ってるわけですが、無償化といっても誰かが負担されるわけであって、その財源が将来の借金に回っている。病院は将来の借金じゃなしに、本当の現役世代の中でやっていける今設計はやってるつもりですけども、今回の無償化の財源は将来の借金になってる可能性があります。

私、無償化は否定しませんけども、なぜ今になって無償化なのかということですね。本来は、やはりある分野までは家庭、地域での子育てです。今、貧困が本当に深刻な問題でして、今、格差よりも階級と言われてます。むしろ、やはりお金が払えるような所得を確保するという政策とあわせてやっていってもらわない限り、今の賃上げの施策はありますけども、本当に無償化をしなくても、保護者がやはり一定の負担はできるように、無償、無償へ持っていくというだけではなくて、むしろ所得を上げるような施策ももっと力強くやっていただかないと、無償化で救済はされなくて、無償化では結果的にはやはり依存型になります。

生活保護も、本来受けるべき方はたくさんおられるんですけども、生活保護の制度が厳しいために、今、プライドではなくて、例えば生活保護を受けると車が使えません。今の時代に車なしで、例えばひとり親の方が子育てを3人しようとか4人しようと思ったら、これは厳しいですね。でも、国の制度では車が、生活保護を受けると使えない。あるいはいろんな拘束がある。だから、そこがどんどん貧困が深刻になっていくわけですし、ぜひそういったことも視野に入れていただいた施策パッケージを、もっと前向きな施策パッケージ。

それと、金利が低いということは結局、生産性が低いということですので、いつまでも

緩和、緩和というよりは、適正な金利、それは裏返しは経済の成長だと思っておりますので、あえて評価をしつつ、できるだけそういった制度がわかりやすく、ロスも少ない政策展開をしていただくことを、あわせてお願いをいたします。

次に、学校ICT教育の促進とモデル校での成果と今後の進め方、これ全てについて現状、成果、進め方ですので、余り長くならないように簡潔にお答えをいたします。

まず、いわゆるICTにつきましては、野洲市では三上小学校と野洲中学校の2つのモデル校で、タブレットですとか大型提示装置を使いまして取り組みを進めてきています。子供たちの反応は、先生の説明がわかりやすい、問題がイメージできて解きやすい、自分のつまづきを先生に気づいてもらえた、発表がしやすい等の好評な声を聞いてますし、教員からは指導がしやすい、学力のしんどい子の理解に大いに役立つなどが寄せられています。

今後はこういったモデル校の成果を踏まえまして、新年度は全学校に教員用のパソコン、これは通常業務用も含めてですけど、全て入れかえるのと、大型の表示装置を全ての教室に入れる予定であります。それと、デジタル教科書も使いたいということですので、導入の予定ですけども、紙の教科書とデジタル教科書の使い方なんかも、聞いてますと、なかなか熟してないというふうに思いますし、デジタル教科書は有償ということなので、教科書は無償と聞いてたんですけども、有償ということですし、先般何か障害者用のデジタル教科書は無償にするとかいうのは新聞に載ってましたけども、本当にやるのであれば、もうデジタル教科書も無償にぜひしていただきたいなど。何か全部かけるんですね。

多分、恐らく、国の省庁と話していると、財務省が、財務省がと言われるんですけども、全て財務省チューニングで、せっきくの皆さん方の政策パッケージがゆがめられてる、最終段階で。ということなので、ぜひもう少し導入がしやすいような政策にさせていただきたいと思いますが、野洲では今そういう取り組みです。

英語に関しましても、国が英語ということで進めてますので、野洲市も野洲の子供たちがそれにおくれないようにということですが、これも教育委員会、あるいは教育総合会議で議論してますけども、目標ははっきりしてません。いわゆるバイリンガルと言われてる、日本語も英語も母国語並みに話せる人材を育成しようとしてるのか、あるいは研究者を育成しようとしてるのか、外交官を育成しようとしてるのか、商社マンを育成しようとしてるのか、どのレベルまで将来日本の若い世代が英語を使えるようにしようとしてるのか、全然固まってないわけです。本当に厳しい時間割の中で低学年までやっていくのかどうか、

それを素養というのか。

学力試験も、私はやらないと思ったら、学力テストの項目にも入れるようでありますから、こうなると本当にプレッシャーは高まります。全ての子供が英語を必要とするのか、どの程度まで必要とするのかといったことが客観的に示されるべきなのと、指導者がない中でいきなり始まると。教育長も答えてましたように、国の方針もころころ変わってきてます。

野洲市では、とりあえず支援の先生を入れようということで、これも単費でやるのは全くおかしくて、国が小学校で英語教育をやるというんだったら、六百数十万ではありますけども、本来ほかに回せるお金です。それをなぜ市が負担しないといけないのか。野洲市教育委員会が悩まないといけないのか。本当ですと、3年ぐらいかけて教員養成して、教壇に立ってもらおうということなわけです。今まで、これを教壇としますと、教壇には教員免許がある人しか立てないとなっていたのに、今はもう何でもありみたいな状況です。

A L Tも、もともとは教壇で1人で立てない、教員免許のある人と一緒にしか立てないということだったんですけども、今回、やみくもになってますし、きのうも教育長が言いましたように、ここに来て急に変わってます。働き方改革の英語教員になってるような状態でして、本当に英語を若い世代にお金と時間をかけて身につけていただくんだったら、目標と水準と装備をした上で、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、生活困窮者、子供の貧困対策、これにつきましては長々とちょっと情報はあるんですけども、野洲市はもう率先して取り組んできてます。これもあえて、野洲市ですから正職員と一部専門の嘱託職員で市民生活相談課に人を配置して取り組んでますが、決して国の支援は十分ではありません。それと、きのうでしたかおとといでしたか、消費者安全法の改正によって、不適格業者のリストがまちに提供されるようになりましたけども、野洲だけらしいですね、それをもらって使ってるのは。

これはもう制度設計の間違いじゃないかと思うんですが、全国に1,800ほどまちがあるのに、いわゆる可能リストと言われている悪質業者のリストを持つことによって、よりきめ細かく、高齢者とか若い世代とかに、悪質業者からの詐欺行為の商法を防ぐという、これ、国の法律でされた制度がこれだけたっても野洲しか引き受けられないという、どこかに問題があると思います。野洲はそれができるように、市民生活相談だけじゃなしに、福祉と税務とか、あるいはその他の分野と専門家の協力で可能な限りやっていますけども、これもあえて市の人件費は持ち出しです。もっとやはり本格的にやられるのであれば、ぜ

ひ財政支援をしていただきたいなというふうに思っています。

それと、触れていただきまして、教育委員会のところでも出てきましたスクール・ソーシャル・ワーカー、これも本当に早い段階から野洲は入れてます。1人しか国からは来ない。これだけ効果があるんだったら、一気に野洲の分は5人ふやしてもらって、まだ野洲が単独にふやすぐらいでも不十分なのに、いつまでたっても、なぜ野洲が学校の人件費を持たないといけないのか。

これ、物すごい不自然なんですよ。野洲は自慢したくないわけであって、でも現場ではどうしても必要だから、あえて市の単費でプラス5人、倍にしてるんじゃないしに5倍にしてるわけですし、これ、異常な事態ですね。野洲を見てもらったら、日本の国はどうなってるんかという心配になってくるとは思いますけども、可能な限り、スクール・ソーシャル・ワーカーもやってますし、生活困窮者の支援もやってますし、子供たちの学びの場、野洲スクールも取り組んでますし、これからも可能な限り広げて充実をしていきたいと思っています。

そういったことで、3点目の北部合同庁舎の市民サービスセンターの充実です。

いわゆる窓口業務につきましては随分整理がされましたし、あとコンビニで住民票等々が受けていただけるようになりました。私も使ってますし、本当に便利なんですけども。ただ、残念ながら、マイナンバーカードの取得率が本当に低い。これは選挙で見れば投票率が低いのと全く一緒ですし、どこかに問題があるわけですね。国は図書館カードに使えるとかポイントとか一生懸命やってますけども、野洲市は内部検討、もう既に結果は議員の皆さんにお示ししてありますけども、余りにもリスクがあり過ぎるので、常時携帯をしていただかないようにということで、ポイント制度とか図書館カードとは併用してませんけども。

本当にそれが動くのであれば、もうここへ来ていただかなくても、住民票とか印鑑証明を得ていただけるんですが、まだまだニーズがありますけども、一定、こちらに集約されてるということもありまして、本当だったら削減の計画だったんですけども、それよりは窓口の、それよりは人を減らさないで、少しふやす形でニーズの高まっている市民の、特に法律相談等々が物すごいふえてます、相続ですとか家族関係で。それを中心に、北部合同庁舎でも接点をふやそうということで今回計画をしております。

あわせて、市民活動の支援も広く言えば同じようなことなので、一元的にやろうということで、今まで図書館の一角にありましたのを北部合同庁舎へ持っていくという計画をし

ております。むしろ、図書館は図書館として、市民の単なる本を読む場所ではなくて、まちづくりの議論とか活動の拠点でもあるということで、あの場所全体をそういう方向で使う計画であります。

次に、市民病院につきましては、これは昨年の11月議会、最終は12月でしたけども、予算をお認めいただきましたので、平成33年春開院を目指して進めております。実施設計業務を契約いたしまして、平成30年末には建築確認申請手続を、30年度の末には建築確認申請を完了する予定でして、きのうも部長がお答えしてますように、本年5月下旬をめどに、市民の皆さん方に実施設計の最終案をお示しして御意見を伺おうという予定をしております。

また、平成31年7月に現野洲病院施設等を引き継ぎまして開院いたしますので、御上会との承継手続、あるいは医療法等に基づく諸手続を、本年夏ごろから予定しています手続と、本年夏ごろから予定をしております、職員採用に向けた人事関連規程等の整備を現在進めているところです。その後、平成32年から33年度の2カ年にわたり、病院施設及び立体駐車場の建築工事の施工を行いまして、あわせて運営形態を、市立野洲病院の地方公営企業法の全部適用による市の直営から、地方独立行政法人へ移行するために必要となる手続を進める予定です。

次に、特色ある地域の農産物につきましては、おいで野洲まるかじり協議会を中心に、農業者と市内飲食店をつなぎまして、しゅんぎく娘を初め、「なりくらまくわ」や「吉川ごぼう」などを使った新しいメニューの開発、また販売もしていただいております。今後につきましても、このような事業を継続・発展させながら、平成32年度に運営を開始予定しています野洲クリーンセンター余熱利用施設の中の特産物販売施設を活用いただいて、野洲市の農産物のイメージアップを図り、生産拡大につなげていきます。また、あわせて、給食での地産地消も進めていきます。

それと、花火大会、オクトーバーフェスト&ジャスフェスの両イベントにつきましても、好評でありますので、今年度も開催をしてみたいと思います。

それと、また後の御質問があるかも知れませんが、オクトーバーフェスト&ジャスフェスにつきましては、中止したことは、1つは事務局機能、もともとこれは野洲の工業会からの提案で、あと経済団体、商工会ですとかJAとかに参画いただいたんですけども、観光物産協会もそうですが、なかなか事務局機能の担い手がないということで、来年度はとりあえず、市が引き受けたいということじゃなしに、事務局機能は市が中心になってや

ろうという方向で考えております。

次の、美しい風土を守り育てるまちについての余熱利用施設の事業でありますけども、これはPFI事業として進めておりまして、総合評価一般競争入札により事業者が応募されたので、現在、事業者の選定委員会で選定中であります。今後は、落札事業者と協議協定及び仮契約を締結し、次期議会の定例会において事業契約の締結について御審議をいただく予定であります。議会の議決が得られましたら、契約事業者において、平成32年4月中の開業を目指して設計、施工などを進める予定であります。

これにつきましては現在選定中でありますので、きのうも何度もお問い合わせはありましたが、応募事業者の数も含めて公表はできませんので、議会審議の中で全てを公表させていただきます。

次に、水俣条約についての見解ということですが、この条約は、御承知のように、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康と環境を守ることを目指すものとして、2013年10月に採択署名、2017年8月に発効いたしました。昨年8月です。国では、これによりまして、水銀汚染防止法などの関係法令の制定、改正が行われ、水銀使用製品の製造規制、大気排出規制についても実効性が高まったということになると思えます。

本市でも、これを受けまして、拠点回収やイベント回収を実施しております。しかし、水銀使用の蛍光灯は現在でもまだ広く使用されております。また、水銀体温計、今は使用されてませんが、恐らくどこかに眠っているという御家庭も推測されますし、最近ではいろんな玩具、遊具・玩具も含んでたり、あるいはイベントで使われるちかちかとライトがつく、あそこにボタン電池が入ってます。外国産のボタン電池のようではありますが、水銀が含まれてますが、これが一般の家庭ごみとして捨てられていると推測されまして、決して水銀フリーになっておりませんので。

こういった中で、市民の皆さんにやっぱり水銀の危険性に対する意識を高めていただくとともに、水銀使用製品、水銀使用廃製品の適正回収の促進が重要であると考えまして、来年度はあえて回収ポイントをコミセン等にも拡大しまして、回収促進とともに一般廃棄物、ひいては焼却場へ行ってしまいますので、積極的な回収の取り組みを独自に行いたいと考えてます。

また、クリーンセンターにおきまして、建設時からこの本制度の変更は想定をしておりますが、熱回収施設の排ガス中水銀連続測定計の設置を進めておりまして、対応

をしております。

そういったことでありますけれども、昨年、法が施行されて、環境省のパンフレットができております、これはネットで見ただけですけれども。そこには1956年に公式認定された水俣病は、メチル水銀を含んだ工場排水によって引き起こされた環境汚染、健康被害です。こうした水銀汚染による問題が二度と繰り返されることのないようにとの願いも込め、世界中が力を合わせて対策を推し進めるために、2013年10月に熊本市と水俣市で開催された外交会議で水銀に関する水俣条約が採択されました。水俣条約についての見解ということですので、ちょっと引用させていただきました。結構淡々と書かれています。

しかし、国が水俣病とメチル水銀化合物との因果関係を公式に認定したのは、この1956年に公式確認された後、10年以上、12年たってからです。今でこそ、1956年と淡々と言ってますけれども、十数年間水俣病という、その前は奇病と言われてたり、猫何やら秒と言われてたんですね。水俣病と言われてから10年以上たって初めて、メチル水銀化合物が原因だというふうに国が認めたわけです。その間、水俣病と名づけられた病気は存在してましたし、多くの方が苦しみながら、しかし原因が特定されなかったために適正な対策がとられず、被害が拡大するという、患者とか家族、被害者には本当に厳しい状況が続いてました。

この中には、初めて水俣病で明らかになったんですが、過去には想定されてなかった、母親の胎盤を通じて、胎児の段階でメチル水銀に侵された胎児性水俣病というものが明らかになりました。もともと母体は守るという前提だったんですけど、母胎を通過して、まだ生まれる前の子供に被害が及ぶという、これはすごい、世界で初めての発見です。病気自体はもっと前からありましたけれども、ということでもあります。

1968年9月になって、当時の厚生省は、さっき言いましたように、水俣病は新日本窒素肥料水俣工場のアセトアルデヒド製造工程で副生されたメチル水銀化合物が原因であると発表しました。ですから、56年から12年たってますね。対策や救済、補償が始まるのはそれ以降です。ここまで至るには、1950年代の水俣病発症以降、患者たちの訴え、あるいはどうか闘いですね、はもとより、それを支えた研究者や市民、文学者、芸術家などのたゆまぬ活動がありました。先月亡くなりました石黒美智子さんもその一人ですし、私も何回かお出会いしましたが、医師で研究者であった原田正純さん等々、まだいっぱい名前が挙がってきますけれども、胎児性水俣病を特定したのは原田先生ですけど

も、こういった方の功績を忘れてはなりません。

水俣病の名は世界の条約にかぶせられて有名にはなりましたが、現在でも患者の苦しみ、認定の問題がまだあります。差別や中傷など、いまだ問題は終わっていないことも、私たちは心に命じるとともに、この環境省の文書にあるように、問題が二度と繰り返されることのないように、同様の問題も含めてそういうことにならないように努めなければならないと思っています。

それと、ちょっと長くなりますけど、所見と言われたので、余談ですけども、この水銀による地球規模の環境汚染や健康被害の汚染に関する国際的な取り組み、最後のほうになって日本政府は、水俣の名前をつけたために水俣で会議をして水俣条約になりましたけども、もともとは今世紀の初めから国際機関で取り組まれています。

どこが取り組んだかといいますと、国連環境計画、いわゆるUNEPで始まっています。2002年に世界水銀アセスメントという報告書が基礎になっています。これにはどこがかわってたかといいますと、1994年に大阪と滋賀県に誘致されたUNEPですね、これはIETCと言っていますが、国際環境技術センター、滋賀県は草津にありました。そこが中心になってやっています。

そういう意味では、滋賀県の貢献、大阪で廃棄物、そして滋賀県で水環境、これが合わさった力になったので、水俣病の原因、水銀の動きが促進されてるんです。せっかくですから、また、余り何かもう今は忘れ去られてまして、そういう背景があってこの水俣条約が成立してるということでもあります。改めて、まだ本当に患者さんの状況というのは残っています。社会から消えないように、私たちも心しないといけないと思います。

次に、永原御殿の跡地についての取り組みですけども、今年度と来年度、総合調査を行いまして、その報告書をまとめまして、あと地権者の方の同意を得て、平成31年度末の国指定を目指して取り組んでまいる予定です。

次に、市内橋脚点検整備の取り組みですけども、現在市が管理いたしています橋梁は339あります。建築後50年を経過する橋梁が全体の10%を占めています。20年後には65%程度に増加いたします。これらの老朽化を迎える橋梁に対しまして、対症療法型の維持管理を続けた場合、修繕やかけかえに要する費用が増大となることが懸念されます。このような背景から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防型保全に転換を図り、橋梁の寿命を延ばす必要があります。そこで、将来的な財政負担の低減及び道路交通の安全性の確保を図る目的で、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しておりまして、

計画的に点検補修を行っております。

次に、通学路の点検整備についての取り組みについてであります。ハードの取り組みとしましては、数十年来懸案でありました篠原小学校区にある柿ノ木原踏切の歩道の拡幅や、祇王小学校区にあります新踏切のたまり場の拡幅、北と中北間の県道野洲中主線や市道大篠原入町線の信号機の設置、その他危険な路線のグリーンベルト化等を順番に進めてきてます。特に踏切の改修はかなり困難を伴いましたけども、実現をいたしております。

現在残っていますハード対策の未完了箇所は、用地の確保とか技術的な問題でかなり困難なところが残ってますけども、可能な限り今後も着実に取り組んでいきたいと考えてます。

それと、ソフト面ではスクールガードやPTAによる見守り、子供の危険予知や危険回避能力を育てる安全教育等の取り組みについて進めております。特に、野洲の場合、地域の方の見守りが本当に手厚いので、そういったことに支えられて子供たちの安全を確保していきたいと考えてます。

3点目の、コミュニティバスの利用状況と今後の取り組みにお答えをいたします。

平成29年度1月末時点でのコミュニティバスの利用者は4万1,313人で、その内訳が、一般の方が9,463人、高齢者、70歳以上の方ですが、2万5,829人、障害者の方が6,021人であります。既にお示ししてありますように、来年度2路線ふやす準備を行いまして、平成31年度から新路線の運行を行う予定です。現在、パブコメが終わっておりますので、いろいろ御意見いただいておりますので、今お示ししてる路線から少し積極的に変えられるところがあれば、御意見も尊重したいというふうに考えております。

次に、市民と行政がともにつくるまちについてですが、効率的・効果的な行政運営を進めるための市民の参画についての御質問にお答えいたします。

市民の参画といいますか、市民の方のまちですから当然、市民の方は行動していただく、参画というよりも行動していただくという前提です。ただ、常時市民の方が関心を持って、あるいは時間を割いてというわけにはいきませんので、この議会、そして私たち、いわゆる執行部とが力を合わせていいまちをつくっていくということを託されているというふうに思っています。

簡単に言いますと、全ての情報を共有化して、そして政策形成過程を全て公開をして、そして、その中でいただいている御意見は最大限統合して、そして政策形成をして実施をすると。先ほどの鈴木議員のPDCAの全てを公開、市民にオープンにして取り組んでいくという考え方で進んでおります。

あと、市民がまちを育て、まちが市民を育てる、これは私は昔から言ってるんですけど、今申し上げたとおりでして、双方向でありまして、当然、市民の方がまちを形成されるわけですし、その形成されたまちの資源によって市民が育てられる、あるいは生活ができるということを基本に考えておりまして、そのことを申し上げてるわけです。

以上、たくさんいただきましたけど、ちょっとひっくるめた部分もありますけども、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは私のほうから、公明党を代表されての津村議員の教育方針についての御質問にお答えしたいと思います。

たくさん項目がございましたので、まとめてお答え申し上げますので失礼します。

まず、施設整備関係につきましては、（仮称）三上こども園の整備を平成31年4月の開園に向けて、29年度に園舎の実施設計業務と建築の準備工事を行ってきました。次年度は、本格的な建築に入りたいというふうに考えております。また、中主小学校、それから野洲北中学校の大規模改修、校舎の増築の実施設計業務を平成30年度に計画をしております。

次に、学校教育の分野につきましては、さまざまな課題を抱える子供や家庭を支援するために、特別支援教育支援員あるいはスクール・ソーシャル・ワーカーなど、また、議員お話しでした外国語指導員ですね、こういう支援員を本市では合計50名、市単費で配置しております。ここも継続して行いたい、さらに充実を図れたらというふうに考えております。また、ふれあい教育相談センターや市民生活相談課などの関係機関と学校と連携しながら、子供たちの課題解決を図っていきいたいというふうに考えております。

それから、子供たちが本物の芸術に触れる機会を確保するために、オペラ鑑賞と、これは小学生ですが、びわこホール声楽アンサンブルというのを開催してまいりました。次年度も引き続いて継続する予定でございます。

一方、学校園の特色ある取り組みを支援するために、引き続いて元気な学校づくり事業を推進していこうというふうに考えております。また、教育研究所におきましては、市内の学校園の教職員の資質向上を目指しまして、今年度は27講座の研修を実施してまいりました。次年度につきましても、大体同じぐらいの講座を考えております。ただ、若い先生方がふえてまいりましたので、若手の教職員の育成を中心にいろんな研修を実施していけたらというふうに思っております。

次に、生涯学習の振興の面では、野洲市PTA連絡協議会の主催によります人権問題研修会やPTAの集いが開催され、家庭教育に関する講演会に多くの方が参加されました。これらを継続して支援していきたいというふうに考えておりますし、こういう場は保護者の皆さんの有意義な研修の場となっておりますので、教育委員会としても引き続き応援できたらというふうに思っております。

また、市民の学習機会の提供や普及啓発のために、生涯学習セミナー、この学習の「楽」は楽しいという字なんですけども、これを教育委員会主催で3回開催しております。市民の皆さんの生涯学習の場を広げる取り組みをさらにこれからも充実していきたいというふうに考えております。

文化・芸術の振興に関しましては、野洲市美術展覧会を9月10日から16日まで、今年度ですね、開催をしました。作品の出品数、展覧会の入場者数とも、前年度に比べて増加傾向ということでございますので、ここにつきましてもさらに周知を図っていただけたいというふうに思っております。

また、北村季吟の顕彰記念事業を毎年6月に開催しております。平成29年度は新たな取り組みといたしまして、当日俳句会、当日にその俳句の季題を出して、すぐに参加者の皆さんにつくっていただく、こういう俳句会を実施しました。それ以外にも、歌声コンサート、季吟翁のお話会を行いました。こういうことについても、継続していく予定でございます。

それから、スポーツの推進に関しましては、ニュースポーツ・バイキングと、いろんな新しい変わったスポーツがどんどんできてくるんですけども、それらの紹介をするそういう取り組みですね。それから、夏のマイアミ浜で行っておりますマリンスポーツフェスティバルやドラゴンカヌー大会、それから秋の、今年度は希望が丘等で行いましたけども、ストックウオーキングというのをやりました。こういうなんにつきましても、引き続き多くの参加者が得られるようさらに周知をして、開催を継続したいというふうに思っております。

文化財保護の面では、先日の永原御殿の発掘説明会の報道にありましたように、この永原御殿跡について、県の補助事業を活用しまして、竹林の伐採など環境整備と平成31年度末の国史跡指定を目指して、さらに総合調査を実施していく予定でございます。

博物館につきましては、今年の秋、秋季企画展「近江の古社 御上神社の歴史と文化」などの特別展覧会を開催するなど、年間約6,000人が入館されております。次年度は、

兵主大社の遷座1300年記念展というふうな特別展も計画をしております。

それから、文化ホールにつきましても、来年度は若手の市民の皆さんに焦点を当てて、そういう人たちがたくさん入っていただけるような講演会を実施できたらというふうに思っております。

それから、図書館につきましても、ことし2月28日現在の貸し出し冊数は58万4,108冊というふうになっております。これが多いのかどうかというのがありますけども、市としましてはおおむね市民の方が必要とされる資料が提供できてるのではないかなというふうに考えております。

また、読書に関する講演会も開催いたしまして、100名近くの方に参加いただきました。次年度も引き続いてそういう講演会などを開催し、啓発に努めればというふうに考えております。

それから、続きまして、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についての御質問にお答えいたします。

本市の児童・生徒への心肺蘇生教育につきましては、先ほど議員が御質問の中でお話ありましたように、文部科学省の学習指導要領の中に、中学校で行うというふうなことが規定をされております。本市におきましては、全ての3中学校とも、中学校2年生でこの心肺蘇生教育を実施しております。具体的には、消防署の職員さんに講師として来ていただきまして、AEDの使い方を含めた心肺蘇生、救急救命処置について講習を受けながら学んでいるところでございます。

また、どこの中学校か忘れましたが、私も聞いておりますのは、中学校の生徒会執行部ですね、執行部の皆さんとそれから各クラブのキャプテンを集めまして、夏に、AEDを含めました救命救急の講習を、消防署の方から受けるというふうなんをされたということも聞いております。

小学校につきましては、学習指導要領には、その心肺蘇生に関する記載がありませんので、本市では心肺蘇生教育は行っておりません。一方、教職員につきましては毎年、水泳が6月から始まるんですけども、その直前に教職員、学校ごとによるんですけども、AEDも含めました心肺蘇生についての講習を、消防署の方に来ていただいて受けるとか、あるいは2年に1回とか、ちょっと学校によって違うんですけども、そういう形で教職員の研修は必須というんですか、必ずやっております。

また、こういう取り組みとは別に、各学校では学校保健委員会というのを組織しており

ます。ここにおきまして、AEDの扱い方とか、あるいは心肺蘇生について、これはPTAの方や、それから地域の方も参加いただきまして研修している、そういう学校もございます。

それから、AEDの設置状況でございますが、これにつきましては全ての学校の体育館に1台はAEDを配置しております。それから、学校によりまして、もう1台別のところに配置されてるところもございます。

今後も、児童・生徒の命を守るため、家庭、学校、地域がともに連携しながら、安全で安心な学校環境の構築を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） AEDについて、少し触れたいと思います。

要望になりますけれども、日本では2004年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例が数多く報告されてます。

消防庁によると、日本では119番通報してから救急車が現場に到着するまでにかかる時間、全国平均で8.5分、2016年度調べなんですけれども、救命の可能性は心臓と呼吸がとまってから時間の経過とともに急激に低下しますが、救急隊を待つ間に居合わせた市民が処置を行うことによって大幅に向上します。突然の心停止で、現場に居合わせた市民がAEDを使用した場合、1カ月後の生存率53.3%です。市民がAEDを使用しなかった場合の11.3%に比べて4.7倍高くなります。さらに、1カ月後の社会復帰率については、市民がAEDを使った場合は45.4%であり、AEDを使用しなかった場合の6.9%と比べて約6.6倍高くなっております。

要望ですけれども、公共の施設においても地域においても救命教育が必要ではないかと考えますので、また市としても啓発をよろしくお願ひしたいと思ひます。

さまざまな取り組みを、執行部の皆様、市長を初めしていただいているというふうに認識いたしました。我が公明党もしっかり、市民のために全力で走ってまいりますので、どうか今後ともよろしくお願ひいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） 教育長、訂正。

○教育長（西村 健君） 済みません、1点訂正がございますので、お伝えしたいと思います。

ます。

先ほど申しました入館者数なのですが、博物館の入館者が約1万人、それから史跡公園のほうで6,000人ということでございますので、訂正しておわびさせていただきます。

失礼します。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保守協商、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、議長のお許しを得て発言させていただきます。保守協商、稲垣でございます。

まずは今回、代表質問に入る前に1点申し上げたき儀があり、発言させていただきます。

今月をもって定年退職されます上田総務部長、寺田政策調整部長、辻村健康福祉部政策監、そして大藤議会事務局長におかれましては、旧町時代を含め野洲市に勤務され、善良な職員として市の発展に尽力、貢献されましたことを、会派及び市民を代表し、厚く謝辞を申し上げるものであります。

さて、本年度の予算を見ますと、野洲市の教育福祉の充実が見てとれる一方で、クリーンセンターの償還が始まり、学校改修、余熱利用施設事業、駅前商業・交流施設事業、市民病院整備事業など、これから数十年にわたる野洲市に大きくかかわる事業が数多くあり、硬直ぎみの財政とあわせて、議会、執行部、お互いに緊張感を持ちながら相乗的に取り組んでいかなければなりません。そのような中で、やはり野洲の魅力をいかに高めていくのが大切であり、まちに住む住民・市民が魅力的だと言えるような施策を進めていただきたいと思います。

それでは、まちの魅力を掘り起こすという意味で代表質問1点目、入らせていただきます。

それでは、1点目ですが、幕藩体制下における旧野洲地域についてお伺いいたします。

郷土の歴史を生かした、誇りと魅力ある人づくり、まちづくりの基礎となる教育についてお伺いいたします。

1問目、人づくりの観点から、野洲市にとって重要な歴史でもある天保義民土川平兵衛の教育は、現在、市内小・中学生にどのような形で教えておられますでしょうか。

土川平兵衛の生涯とあわせて説明を教育長に求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 保守協商を代表されまして、稲垣議員の御質問にお答えしたいと思えます。

天保義民土川平兵衛の教育につきましてお答えいたします。

御承知のように、三上小学校区では10月に天保義民祭が行われております。義民をしのんで、義民碑を前に黙禱し、一人一人献花をされます。今年度は小雨の中、10月15日の日曜日に行われ、学校から子供たちも参加しました。また、保護者の皆さんや地域の皆さんも多数参加され、教職員も参加をさせていただいているところでございます。

三上小学校では、6年生で「生き方に学ぶ」という総合的な学習の時間がございます。その中で、土川平兵衛の正義を貫く生き方を学ぶことになっています。「郷土の偉人」という教材を教育研究所がつくっておりますが、それをもとに天保義民の出来事を学習したり、地域の方と一緒にフィールドワークを行ったりして、そこで説明を聞いたり、疑問に思ったことをいろんな方法で調べたりして、土川平兵衛の生きざまを感じ、自分の生き方に結びつけられるように学習を進めているところでございます。

なお、土川平兵衛の生涯につきましては、享和元年（1801年）に野洲郡三上村に生まれ、陽明学者であります中江藤樹に師事したとされています。天保13年（1842年）に幕府によって検地が行われるに際しまして、勘定方市野茂三郎などの処置ですね、先ほど市長のお話もあったと思うんですが、検地に使うメジャーといいますか、さおを短くして、実際の土地よりも面積をたくさん算入して、たくさん年貢を取ろうというふうな、そういう処置がありまして、極めて不当であったので、甲賀、野洲、栗太の3郡の庄屋に皆さん集まりまして、農民など約4万人が集まって、この市野茂三郎などの宿舎を襲うという、こういうふうな一揆を起こしております。これによりまして、検地の10万日の日延べの証文を勝ち取っております。

しかし、後に罪を得て捕られる者が数千人に上ったということでございまして、過酷な拷問を受けて死亡する者が約40名余り出たというふうに言われております。そういう中で、土川平兵衛らの中心的な人物11名が江戸に送られまして、天保14年（1843年）4月に、土川平兵衛は獄死をしています。

教育委員会では、正義に生きた郷土の偉人としまして、先ほど言いました教育研究所の教材用の冊子をつくってるんですが、郷土の偉人という何名か、その野洲の人たち、偉人

を集めた教材集なのですが、それを学校に配布して、児童・生徒の学習用の教材として活用してもらえるように配布をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

幕藩体制下のまちは、江戸、京都、大坂、いわゆる三都を中心に、城下町、宿場町、門前町、港町など多様なまちの発展であります。封建制度に基づく江戸時代の幕藩体制は、大名が国元と江戸を隔年に往復する参勤交代の制度により、三都のひとり勝ちにならないよう、街道と宿場町の発展をもたらしています。

それに伴う、現在の野洲地域における旧領のまち、文化の発展について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 現在の野洲地域におけます旧領のまち、文化の発展についてお答えいたします。

「野洲町史」ですとか博物館の資料によりますと、野洲は宿場町ではなく、また、街道に関する史料が確認できる限り、非常に乏しいというふうにあります。こうしたことから、その文化的発展について言及することは困難ですが、中山道や朝鮮人街道などが通っていたことですから、さまざまな文化が行き交い、その影響を受けていたと考えられます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次に移ります。

野洲市の三上に存在した三上藩の成立から、幕末、明治維新、明治4年の廃藩置県に至る藩の過程、及び幕末の討幕勢力と幕府側の対立における同藩の立ち位置について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 三上藩の成立から明治維新まで、また、明治4年（1871年）の廃藩置県に至るまでの動向についてにお答えいたします。

江戸時代、三上藩は遠藤家を藩主とし、元禄11年（1698年）にお城に相当する陣屋がこの野洲郡三上村、現在の野洲市三上に設置され、譜代の三上藩が誕生いたしました。

遠藤氏は譜代大名でありましたことから、幕末のころには5代藩主の遠藤胤統、彼は1793年から1870年という生涯を送っておりますが、幕府の重要職であります若年寄、これは幕府は井伊直弼が大老という職についておりますが、それは非常時だけでして、平時は老中というのが一番トップです。将軍に次ぐ地位なんですけども、老中水野忠邦が天保の改革をしたというのを習われたかと思うんですけども、その老中に次ぐ職、若年寄というのが大体5名前後配置をされておりました。

その若年寄というのは、その部下であります旗本約5,000人、それから御家人1万7,000人、こういう人たちが江戸幕府のそれぞれの役職をずっとやってたんですが、それをまとめる仕事に若年寄というのがありますが、そういうなんに就任し活躍しております。

幕末の6代藩主の遠藤胤城、彼は1838年から1909年の生涯ですが、幕府において奏者番という役職を務めたというふうになってます。ちょっと役職の具体的な職の内容はわからないんですけども、幕府の重要な職であることは確かなんですね。それを務めていたことなどから、明治政府が樹立した慶応4年（1868年）、この同じ年が明治元年に当たるんですけども、東山道鎮撫総督という新政府の役職ですが、そこからこの三上藩の領地の召し上げというのを、その通達を受けております。

しかし、同じ年にその奏者番という職をすぐに辞任をしましたために、新政府に恭順したことというふうに認められまして、領地が差し戻されております。そして、明治2年、翌年です、1869年には藩知事、三上藩の知事というふうな役職に任命されています。

明治3年（1870年）に陣屋が和泉国日根郡吉見村、今の大阪府泉南郡田尻町、関空の近くですけども、そちらに移ったことから、三上藩は吉見藩と改称しまして、翌年、明治4年（1871年）の廃藩置県を迎えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。御丁寧にありがとうございます。

では、次に移ります。

三上藩の参勤交代に関する記録についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 三上藩の参勤交代に関する記録については、お答えしたいと思いますが、三上藩はもともと参勤交代をしないで江戸に常駐する大名、それを定府の大名

というふうにいるんですね。定まった、大阪府の府です、の大名、定府の大名という身分、幕府の重要な職種でした。そこで、参勤交代を多分していなかったのではないかなというふうに思われます。参勤交代に関する記録が現在見つかっておりませんので、多分そうであったのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） はい、わかりました。

次に移ります。

藩庁である三上陣屋とは、どのような外観、統治機構であったのか、また、三上藩の現存する建物について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 三上藩の統治機構、三上藩陣屋並びにそれに関する建造物についてお答えをいたします。

江戸時代、近江国野洲郡三上村、現在の野洲市三上を拠点にした三上藩は、藩主を遠藤氏として、家臣には家老などを設置し、領地を統括していたものと認識しております。およそ1万石の領地は、この野洲、栗太、甲賀、それから琵琶湖の向こう側の滋賀郡ですね、この27カ村に分散していたことが確認されております。その1万石が、江戸時代後半には1万2,000石にふえていることもわかっております。

三上藩陣屋は城に相当する屋敷で、野洲郡三上村に設置されておりました。その外観は、記録が乏しいために詳細はわかっておりませんが、南北21間、約38メートル、東西20間、約36メートル、面積は1反4畝というふうな、今のあれでいいますと330坪ぐらいであったというふうにされています。

元禄11年（1698年）に、主に大谷六右衛門が提供したというふうに伝わっておりますその敷地につきましては、周囲に幅9尺、大体2.7メートルの堀をめぐらせて、北に門、南に裏門が設置されたというふうにされています。なお、三上藩と明確に関係する建造物は、現在は市内には残っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

では、次に移ります。

淀藩、仙台藩の野洲地域における飛び地となる領有経緯、領有場所、領有石高について、調査可能な範囲で説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 淀藩、仙台藩の野洲地域における飛び地となる領有の経緯、領有場所、領有石高についてにお答えいたします。

淀藩、仙台藩の野洲地域における飛び地となる領有経緯は、その経緯を記載したものを確認できないことから確定的なことは申し上げられませんが、京都や大坂などを中心とした各藩の拠点運営を助けるために、その近隣であった近江の地に飛び地があてがわれたものと考えられております。

また、淀藩の領有場所は、慶安4年（1651年）のときには、行合、今の行畑のところですね、行合、それから久野部村など約2,641石を領有していたというふうにされています。

仙台藩の領有場所は、寛永11年（1634年）には、小篠原、市三宅村を領有していたことが確認できますが、石高は記録からははっきりと見えてまいりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次へ移ります。

幕藩体制下において、野洲川を現在の守山方面に渡る際には、どのような方法を用いていたのでしょうか。現在の野洲川大橋にかわるものが架橋されていたのでしょうか。説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 江戸時代の野洲川を渡る方法でございますが、江戸時代の野洲川は橋がかけられていなかったことが確認されています。記録が乏しいため判然とはしませんが、ふだんは歩いて川を渡っていたと考えられております。しかし、上流階級の人々が川を渡る場合には、仮の橋がかけられ、その橋を渡った記録が残っております。詳細につきましては、博物館のほうでお問い合わせいただいたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次に移ります。

多くの新旧市民の方が、土川平兵衛や三上藩について認識が薄いように思います。誇りの高いかつての歴史を学ぶことにより、地域に愛着、郷土愛につながり、すばらしい野洲市になることから、将来を担う児童・生徒に教育すべきと考えます。

私は、この2つの歴史は、ぜひカリキュラムをつくり小・中学生に教えていただきたいと思いますが、現状と今後について教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 土川平兵衛や三上藩についての学習についてお答えをいたします。

野洲の子供たちが地域に愛着を持って、地域を誇りに思うことは大変重要なことであると考えております。ただ、昨日の共産党の野並議員のときにも申し上げたと思うんですけども、学校のカリキュラム、すなわち学習内容でありますとか授業時数ですね、文部科学省の学習指導要領で細かく決められております。そのために、全市的にこれをというふうな形で学習することは、教育委員会としては考えておりません。

議員お話の土川平兵衛などは、三上小学校が総合的な学習の時間に学んでいるものでございます。また、例えば祇王小学校では、校区の偉人・北村季吟について学んだりしておりますし、それから篠原小学校では、きょう午前にありましたような伝統的な篠原焼とか、あるいは篠原もちについての学習を進めておりますので、全市的に一律にというふうな学習については、教育委員会としてはまとめて教えなさいというふうなことは考えておりません。

それぞれのこうした学習は、各学校が少ない時間を工夫して子供たちに教えているものでございますので、そういう努力を尊重したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

地元の三上小学校では、まだ総合の学習で学ぶ機会があるということなんですが、じゃあそれ以外の、三上小学校以外ではちょっと生徒が触れる機会というのはどのような現状ですかね。三上小学校では総合の学習で触れてるということなんですが、そのほかの小学校では、触れる機会というのはどうでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 例えば、小学校の授業で、この「郷土の偉人」という教材は各学校に配布しておりますので、例えば社会科の歴史の時間、そういうときに少し触れていただいたりとかいうふうな形ではあるとは思いますが、本格的に何時間というふうな形ではなかなか難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今、地元の学校でその郷土教育の話を今していただいたんですが、やはりこの土川平兵衛の歴史は、もうすばらしい偉人だと思います。学校での学習というのは、先ほどおっしゃられたように、カリキュラム、時間の制約上なかなか厳しいと思うんですが、例えば夏休みの長期休暇の宿題とか、長期宿題の感想文とか歴史調べとか、あとは壁紙新聞等のテーマをするなどスポットして、できれば僕は、野洲市内の小学生にはこの偉人のやっぱりすばらしさについて知っていただきたいと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 子供たちの自主的な学習につきましては、今、議員お話しのように、夏休みにいろんな調べ学習をして、郷土の偉人、ほかにも比留田の大岡さんでありますとか、今お話ししました北村季吟でありますとか、それから木部の、あの天体望遠鏡のレンズを磨かれた木辺さんにつきましてはとか幾つかありますので、そういうところ辺をできましたら学校に紹介して、子供たちの自主的な学習で学べたらなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。よろしく願いいたします。

では、次、最後に移ります。

観光誘致として、時代祭り、観光ツアーの企画、商品開発等いろいろ想定できますが、上記の歴史資源の活用を考えてはどうかと思いますが、環境経済部長にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、観光誘致として、ツアー企画とか商品開発、そういったものを考えてはどうかと。これは、ここというよりは全体として捉えていったらいいですね。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今ちょうど遠藤、遠藤というのは言われてたので、ちょっと親近感はあるんですけども、それには関係なく、一応興味深く聞かせていただきました。

三上地域は、そのほかにも三上山とか御上神社、ずいき祭り、お田植祭、いろいろたくさんあります。食でいうてもたでずしというのが有名ですし、私も大好きです。きょうの鈴木議員もありましたし、きのうでいうたら橋議員もありました。そして、北村議員の方からいろいろ観光のことについて御質問いただき、相当たくさんあるということをお答えしました。

そういった中で、どういうのかな、岩井議員さんなんかボランティア観光ガイド、所属されてるんですけども、そういったことでその案内、ガイドですね、あるいは子供たちへの紙芝居、歴史の紙芝居、そういったことを今されていて、頑張っているところですよ。

御指摘の旅行商品とかツアー開発とか、そういったこれまで観光経営というくくりでさせていただいたら、観光経営というところまでは至っていないというのが現状でございます。観光経営ということであれば、大きく言いますと、いわゆる稼ぐ力ということと、そして人と人をつなぐ力、こういったことが必要ではないかと。さらに、その歴史、アプローチで違いますけども、編集する力、そういったものが大変大事やと、そういうふう思っております。

ちなみに、このごろ新聞であるんですけども、徳島の阿波踊りですね、市の観光協会が4億2,000万の負債を抱えてると。あんなだけの有名なあれでも、やり方とかいろいろ問題は、そこの中身まではわかりませんが、そういったことがあるということで、結構相当力量が要するという、それも認識はしています。

いずれにしても、地域の盛り上がりがあってこそ成立できるというふうには思っておりますので、まずは市民主導で考え、実践していただきまして。

ちなみに、後の質問ですけども、同会派の田中議員もそれは好ましいというふうに言っておられますので、そういった、皮肉違いますよ、その一連の過程の中で行政の支援、必要に応じた支援、そういったものをしていくということだと思っております。

御提案のことも含め、観光振興指針がつけられましたので、それに沿って、一過性の観光から滞在型の観光へと、そのように進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今御指摘ありましたように、まちを盛り上げたい、魅力を伝えたいというのは前議員が思っていたらっしゃることだと思います。野洲には本当にたくさんの文化財や歴史的な人物がいると思います。

私も先日、古墳、桜生の史跡公園とかを見てきたんですけど、あれも本当に素晴らしい文化財だと思ってるんですけど、まだまだ皆さんに伝え切れてないと思うんです。やっぱり、そのためには観光地域が活性化するのは必要だとは思いますが、毎回このような質問をすると、まずは市民のほうで実践というふうなやっぱり流れにはなると思うんですが、その実践のしたいという働きかけが環境経済部のほうにあったときは、十分に協力を惜しまないでいただきたいと思うんですが、そのあたり、自信のほどはどうでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 協力をとということでございます。先ほど、2つのことを言いまして、稼ぐ力とつなぐ力。そこには民間の優位性とか行政の優位性というものがあると思うんですけど、特に後者のつなぐ力というのは行政の優位性というか、それはあると思います。そういう意味で、人と人をつなぐとか、そういったできることはどんどん協力はしていきたいと思えます。おっしゃるように、各議員、活性というのは望んでおられると、市民も望んでおられますので、むしろ積極的に、御相談言うと失礼ですけども、やっていただければと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

では、次の質問に移ります。

市役所職員の年次有給休暇、特別休暇、代休の取得しやすい環境整備についてお伺いたします。

1番目ですが、市職員の年次有給休暇の制度について、各種特別休暇等を含め詳細な説明を総務部長に求めます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 市職員の年次有給休暇の制度について、各種特別休暇等も含めということでございます。

年次有給休暇及び特別休暇などにつきましては、野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する

る規則で定められております。まず、年次有給休暇につきましては、1年間に20日付与されまして、翌年に20日まで繰り越せるようになってございます。特別休暇につきましては22種類休暇がありますので、全てちょっと言えませんので、代表的なものを説明させていただきます。

まず、結婚休暇につきましては、職員が結婚する場合で、結婚式その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに、定める期間内に連続する5日の範囲内で休暇が取得できます。

出産前休暇につきましては、8週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に、出産の日までの申し出た期間について休暇が取得できます。

出産後休暇につきましては、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間となります。

出産補助休暇につきましては、職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添いなどのため勤務しないことが相当であると認められるとき、妻が入院する日から出産の日後2週間を経過するまでの間で、3日間の範囲内で休暇が取得できます。

この看護休暇については、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年につき5日、2人以上の場合は10日間の範囲内で取得できます。

夏季休暇については、職員が夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、7月から9月までの期間内において、原則連続する5日間の範囲で休暇が取得できるなどがあります。

その他、つわり休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇などがございます。

また、年次有給休暇、特別休暇のほかに、病気休暇、介護休暇などの制度がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

今、特別休暇が22種類あるということなんですが、これは有給と同じように、分割して時間単位とかで使用するということはできるんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） それは日単位でございます。一部除く場合もありますが、日

単位です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

22種類ということで数多くあるようなんですが、その特別休暇の周知状況と、あとはその取得状況というのは、そのデータがあるのかないのかわかりませんが、どのようなことになってますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 周知については条例に載せておりますので、職員がそれぞれ見ることができます。そして、取得の状況につきましては、紙で申請する様式になってますので、特別休暇につきましては私のほうに回ってきますので。集計としては行っておりません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次へ移ります。

昨年度の一般職員の年次有給休暇の取得状況について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 年次有給休暇は暦年で付与されますもので、平成29年の取得状況で説明させていただきますと、正規職員の年次有給休暇の平均取得日数は13.2日で、取得率34.4%でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） この消化率の数値について、見解をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 滋賀県内のほかの市町村の平均日数も、これは発表されてございまして、全部合わせると9.1日ということになってございますので、野洲市は年次有給休暇の取得しやすい環境であるのかなというふうに思っております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次へ移ります。

取得状況について、職員間で取得格差はどの程度存在するのでしょうか。それに伴う不公平感について、職員から声上がることは総務部長に届いてるのでしょうか。説明を求

めます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 職員間の取得格差についてですが、部局ごとの数値をきのう、北村議員の質問にお答えさせていただきましたとおり、部局間ではそんなに大きな大差はないと思います。ただし、申請に基づくもので40日間、繰り越しも含めて40日間持っておりますので、その多くとる職員もいれば少ない職員もいるという実情はあります。そして、私のところに不公平感に対する声ということについては現在届いてはおりません。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

これ、取得が極めて、与えられてる役職の人にとっては困難で、取得日数がやはり少ない方への配慮がやはり人事として求められるのではないかなとは思いますが、その少ない方への特に配慮ということは考えてはいらっしゃるんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） もともと、今先ほど申しましたように申請に基づくものでございますので、少ないからどうの多いからどうのというのはないですし、ありません。それから、基本的に年次有給休暇は求めに応じて所属長が判断して付与していますが、私の知る限り、年休を求められて許可しなかったというようなことはないと思います。私自身も、入庁してから今まで年次有給休暇を上司に断られたことはないですし、所属長になってからも断ったこともありませんので、後ほどそれをどういうふうに申請するかについては個人にお任せしてるということになります。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 実は、これは職員の方から僕のほうにちょっとお手紙が来まして、ちょっと届いたんですが、そのお手紙の中で、簡単に説明しますと、多分このお手紙を送ってきた方は、有給がやはり仕事が忙しくてなかなかとれない環境にあると。

読ませていただくと、有給の説明がまず簡単にありまして、その次から始まるんですが、これはこの方の御意見であって、全ての方が同じような意見を持っているというふうには僕も思ってませんので、それを前振りしてちょっと読ませていただくと、職員の中には、仕事もせず休むことばかり考えてる者が数人います。もともと年次有給休暇の取得が多い職員が、夏季集中消化分を含め年20日以上取得し、繰り越し日数に影響が出た場合、繰り越し日数に影響が出ないよう配慮してもらってる職員がいると聞きます。

例えば、1年間で最大40日のものが25日取得した場合、普通なら繰り越しは15日で、次の年は20プラス15日で35日となりますが、夏季集中休暇を7日取得した場合、取得することで影響が出た分は考慮されて40日になるのです。みんな休みたくても、仕事を真面目に考えてそこまでとらないのですが、中には20日以上とっても配慮してもらえるので大丈夫と計算する者がいると聞きます。その分の仕事は周りの者に負担がかかっているのもわかっていながらです。年次有給休暇どころか、休日勤務の代休も取得できない者もたくさんいます。不公平感を持っている職員は多いのですという記述がありまして。

これはこの個人の方の主観というか意見であって、全ての方の意見ではないとは思ってはいるんですが、このような声もちょっと届いてるもので。なかなかやっぱり、この職員さんからすると、代休とか年次有給休暇をなかなか取得できない状況にはあると思うんですが、これについてちょっと、もし意見をもらえたらちょっともらいたいとは思いますが。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 済みません、稲垣議員、そのお手紙には差出人の宛て名は記載されてますか。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、申しおくれました。匿名でございます、名前については。

○総務部長（上田裕昌君） そうですね。そうしますと、まずそのことの信憑性を我々は疑うというか、考えなければいけませんよね。それと、もしもその特定できれば、そのおっしゃってる方と、あるいは付与する、許可する側の双方の実情というか事情を公平に調べないと、どういうことが起こっているのかが判断できないので、ちょっとお答えすることができないんですけど。基本的には前段のお答えさせていただいたとおり、平等に20日間、プラス20日間が付与されていて、それをどのように使っていくかは本人に任せておるところでございます。

それと、さっきも申しましたように、基本的には求められれば出す制度になっておりますので、自分が抱えているその仕事をどういうふうにやりくりして、まあ、やりくりと言うたらあきませんが、計画、スケジュール感を持って仕事して、そして休暇をとるといったこともその能力の1つですのでね。自分のその置かれてる状況と、一般的な話として、置かれてる状況と、休みをどんどんとってる人のその休みだけを考えると不公平というのではなくて、その休んでる人は、それやったらその今おっしゃった内容やと、仕事もせんと

休んどるということやったんですけど、果たして相応なのか。きちっと仕事をした上で休んでおられるなら、それはそれで当然のことですのでね。

ちょっといろんなことが考えられますが、その手紙自身が、ごめんなさい、差出人がわからないということですので、今のは全般的な、一般的な話としてお答えをさせていただくということをお願いします。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

年次有給休暇の取得率を向上させるために、管理職はどのような方法をとっているのかお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 日ごろ、日常から職員間のコミュニケーションをとって、そしてみんなが協力して職を、仕事を進めるということで、休暇のとりやすい環境を整備していくというようなことだと思われま。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは前段を含めてなんですが、個人別のやっぱり取得日数のデータを、管理職がその手元に置いて把握して、適正な取得につながるようにやはり努めることが僕は大事なんだと思いますが、そのあたり現状はいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） それは、基本的に所属長がやってるものだというふうに認識しております。でないと触れないです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。実行されてるということで理解いたしました。

次の質問に移ります。

滋賀県にあって野洲市にない特別休暇はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 滋賀県でつくられている休暇に関する規則を確認しましたところ、職員の子の在籍する学校等が実施する行事であって、当該子に係るものに出席する場合に対する特別休暇がというのがありまして、それが該当すると思われま。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

毎週水曜日は定時退庁日と把握していますが、職員の多くは速やかに退庁できていますか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 基本的にはできていると思います。定時退庁日に所属長がやむを得ず時間外勤務を命令する場合には、所属長が部長の承認を得た上で、総務部長にノー残業デーの時間外勤務報告書により、時間外勤務命令の発令内容等を報告することになっております。所属によりまして、ずっと忙しい時期が続く職場もございまして、こうした報告を受けておりまして、残念ながら必ずしも全てが定時退庁できてない状況もはっきり言ってございしますが、おおむね定時退庁を心がけてくれています。

所属長も、毎朝の朝礼あるいは終業時の終礼のときに、ノー残業デーですということを言ってくれておりますので、注意喚起を図ってくれております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

定時退庁日でも退庁時間が遅くなるのが、部署によっては発生すると思いますが、仮に5時45分まで仕事をしていた場合、30分の勤務を超過勤務として扱っているのかお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 定時退庁日に限らずなんですが、終業時刻になれば各所属で終礼を行っておりまして、そのときに所属長が課員に、時間外勤務を行うかどうか、行う場合にはどのような業務をどの程度行うかを確認しておりまして、それでやむを得ず時間外勤務を行う必要があると判断した場合に、所属長が時間外勤務命令を行っております。そして、その翌日に当該時間外勤務を行った職員が所属長に業務内容を報告するという、こういう流れになってございまして、したがって、所属長から時間外勤務命令が出された勤務に関しては、当然のことながら時間外勤務として取り扱っておりまして、時間外勤務手当を支給しております。

なお、その職員から申し出があったとしても、不要不急と所属長が判断した場合は命令を行わない場合も当然でございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今、済みません、言い直していただいたんですが、定時退庁日以外のことでも同じだと思うんですが、済みません、今のをもう少しちょっと聞きたいんですけど、じゃあ、時間外勤務命令がない場合の、その時間外の勤務に関してはどのような形で処理されるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 今申しましたように、時間外勤務が必要な場合は所属長の命令がまず必要でございますので、命令のない時間外勤務はないという判断をしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） つまり、手当がつかないという解釈でしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 手当がつかないという以前に、仕事ではないという認識ですね、どっちかという。どっちかというかどうか、仕事をしてない、命令しないと仕事しないんで。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、じゃあ、市の業務で必要なことで残ってたら、必ず手当がつくんですね。ちょっと言い直します。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 仕事であれば、さっき申し上げた流れに乗っていれば、当然対象となります。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、その管理職の所属長というのは、具体的には役職でいうとどの役職になりますか。

○総務部長（上田裕昌君） 基本的に課長ですね。保育士さんとかは課長補佐かもわかりませんが、園長さんはね。課長が命令をしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） サービス残業があってはならないと思いますので、そのあたりちょっと、より守っていただきたいとは思っています。その点、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） ちょっとサービス残業の概念がちょっとわからないんですけど

れども、何というんですか、一応我々の場合は、その時間外勤務労働が必要だと判断した場合は命令して行うルールになってますので、そのサービス残業というのが制度上あり得ない。もともと民間でもあり得へんのかもわかりませんが、ほぼ厳格にやっていますので、サービスでというのはないと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、適正に執行されてることで理解しました。最後、移ります。

当然、部局によっては、業務の性質上、休日勤務する場合も多くあると思いますが、その場合の代休措置はどのようになっているのかお伺いいたします。また、代休の取得できない職員はどの程度存在するのかお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 週休日や休日、祝日ですね、やむを得ない勤務を命じられた職員については、半日または1日の単位で代休を原則として、勤務日の4週間前から8週間後の期間内に取得する運用を行っております。ただし、この期間が繁忙期と重なるなどのやむを得ない場合に、取得期間を延長して代休ができるような対応をしております。現時点、きょう現在で切って考えると、そのおおむね半分ぐらいの職員が、今申し上げたその取得期間内の期間中に今あるということで、現時点で代休を残してる職員はいるということでございます。

今後も、職員の健康管理や心身のリフレッシュに資するために、可能な限り早期に代休取得の奨励を努めてまいりたいと思っております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 半分とれてない、おおむね半分取得しているということなんです。逆に言うと半分とれてないわけで、その数は私はちょっと多いのかなと思うんですが、そのあたりは見解どうでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 制度上そのとる期間があるので、その多い少ないという認識はちょっとまた当てはまらないのかなというふうに思います。事実として、半数ぐらいの職員が何らかの形で休日に出ているという事実はあると思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、その半数の方に、やはり期間内にとっていただくための

具体的な対応策とかそのあたり、周知とか、そのあたりについては総務部長、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） これも基本的には所属長が休日の勤務命令を出しますので、そちらで管理しているんですけども、規則的には制度がちょっとそういうややこしい制度でございますので、折に触れ話はするようにはしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。じゃあ所属長次第ということで理解しましたので、わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

3番目の、被事業譲渡先の現民間野洲病院の第49期の決算内容ほかについてお伺いいたします。

現民間野洲病院の第49期、平成28年4月1日から平成29年3月31日の決算内容その他についてお伺いいたします。設問によっては、被買収法人先の御上会野洲病院に照会の上、答弁をお願いいたします。

事業譲渡を直前に控え、先法人の置かれている本市における状況、市としての事実把握を考えると、民間法人ではありますが市に答弁責任があるものと思料いたします。

それでは、1点目ですが、固定資産管理についてお伺いいたします。

リース資産台帳と帳簿残高の金額は、計上漏れなく現状一致していますでしょうか。また、リース資産台帳の金額が適正かどうかを含めて報告を求めます。これらに関しては決算書を見て、これは余談なんですけど、申し上げて質問しております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） そうしましたら、保守協商を代表されての稲垣議員の3点目の質問になります。

まず前段、稲垣議員のほう質問に入られる前にちょっとお断りだけをさせていただきたいというふうに思います。

議員のほうから御意見がありましたように、確かに現野洲病院は野洲市に包括的な承継を行う前提にある、そういう病院でございます。しかし、現状といたしましては、理事長やあるいは理事会が存在しておりますし、その責任のもとで主体的に経営が行われておら

れます。したがって、稲垣議員が質問事項の前に述べられました、野洲病院の置かれている状況から、野洲病院の経営が既に市の管理下あるいは責任下であり、市に当該法人に係る全ての事項を議会で報告する義務があるかのような御認識というふうに感じましたんですけど、現在、市では野洲病院から必要な情報を得てその分析を行っており、その目的は市民病院の経営計画立案、あるいは医療機能の検討、円滑承継などといった一定の目的に基づく限定的な調査、分析であるということ、御認識をまず賜りたいというふうに思います。

こういったことから、この後にいただく御質問につきましては、お答えをさせていただくにもお答えができないもの、また、現状保有する資料の範囲でしか限定的にお答えできないもの、また、あるいは一般論ですね、一般論でお答えをせざるを得ないものがあるということ、ちょっと先に述べさせていただきたいというふうに思います。

それでは1点目、今御質問いただきました野洲病院の固定資産管理につきましてでございますが、これにつきましては野洲病院の個々具体的な情報に関する内容でございます、市から議会で御報告しようにも、できることとは考えられないというふうに考えております。それとあわせまして、先ほど承継の話が出てまいりました。承継を見据えて、ちょっと専門用語になるんですけど、デュー・デリジェンスといいまして、事業統合等に係りますリスク調査、この後も出てまいりますので、DDと言わせていただきます、を実施するとしましても、それにつきましては平成30年度後半の課題であるというふうに捉えておりまして、現下においては野洲病院の備え付け帳簿の内容を市が調査し、掌握する必然もないというふうに現時点では判断をしております。

ただ、市が野洲病院から提供を受けております平成28年度第49期末の貸借対照表の固定資産の部にリース資産の計上がないことについて、一般論で申し上げますと、会計基準上、資産計上が必要なリース物件はないということになります。そして、そういった物件がない場合については、一般的に申し上げて、リース資産台帳の計上もないということになるため、ないかないで一致するということになります。

なお、ちょっと申し上げますと、市では野洲病院の貸借対照表は当然、会計基準に定める真実性の原則に基づいて調製されているというふうに認識をしておることを申し添えて答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

2番目もまた一般論的な回答にはなってしまうのかもしれませんが、リース契約の固定資産計上済み、及び固定資産に計上されていない契約を含むで、リース契約解約時における支払い義務、違約金の発生の有無について御報告を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 2点目の、リース解約時の違約金の発生の有無についてにつきましても、今、先ほど御答弁させていただいたように、個々具体的な情報になりますので、議会のほうではご報告はしようにも、できることはないというふうに考えております。

同じように、先ほど申し上げましたDDですね、のリスク調査のほうも、30年度後半に行うということを考えております。一般論で申し上げますと、リース契約の契約上の地位を特定承継により市が野洲病院から引き継げば、そこに違約金は、違約というものは発生し得ないというふうには、今、現時点では考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次へ移ります。

現在抱えている係争案件及び将来係争事件に発展する案件の一覧について報告を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 3点目の係争案件、これについても、申しわけございません、先ほどお答えをさせていただいたように、個々具体的な情報になりますので、この場では御報告できかねます。ただ、これも一般論で申し上げますと、重要な係争案件につきましては、病院の会計基準によりますと、決算書に注記することが定められております。これを、先ほど申し上げました真実性の原則に基づき作成されている野洲病院の決算書におきましては、かかる注記がないことから、市では現状そのように理解をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、4番へ行きます。

貸借対照表における国の資産の部、繰延消費税の概要について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これにつきましても、個々具体的な情報になりますので、一般論になって申しわけございません。繰延消費税額というのは当然、固定資産取得に係ります控除対象外の消費税を計上しているものでございます。昨年度に入手をしました関係資料から、これは平成30年度末の予定貸借対照表でございますけれど、その内容からは妥当性があるというふうに一定承知をしておるというふうな状況でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

先ほどから何回か、真実性の原則という言葉が出てきてるんですが、じゃあ部としては、おおむねその客観性に富んだものであるというような現在、認識を持っていらっしゃるということによろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） お答えをさせていただきます。

現時点では、先ほど申し上げましたように、民間法人の中で当然監査も受け、そして理事会の承認も得て出てきておりますので、今、稲垣議員がおっしゃるように、一定の客観的な事実に基づくものであるというふうなことは承知しておるということでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次へ移ります。

貸借対照表における流動資産の部の仮払金の内容について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これにつきましても、先ほど申し上げましたように、個々具体的な情報になりますので、控えさせていただきたいというふうに思います。ただ、決算上、仮払金の計上というのは特定科目がまだ不明確、あるいは支出が確定していない状況のものを計上するようになっておりますので、そのようなものがあるというふうなことについては認識をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次へ移ります。

貸借対照表において、賞与引当金が計上されていませんが、この点お伺いたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 賞与引当金の計上につきまして、これも個々具体の情報になりますので控えさせていただくんですけど、これも一般論で申し上げますと、相当大きな企業、あるいは公営企業ですね、等については引き当てするようになっておるんですけど、民間の事業所においては引き当てをされないというふうなケースも多々あると聞いております。そういうふうな認識をしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次へ行きます。

貸借対照表における固定資産の中で、将来使用が見込まれていない遊休資産の有無についてお伺いたします。また、ある場合はその評価方法について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 同じ答えになって申しわけございません。個々具体の情報でございますので、今現在報告できる事項ではないというふうには考えております。こういうことにつきましても、先ほどから申し上げております30年度に入ってから調査の中で明らかにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。先ほどから、民間なので踏み込めないということなんですが、これ、でも、ただ、そうはいつでも、例えば毎年過年度において補助金を提供してる中で、やはり市からその監査は行ってますよね。仮に僕が監査委員であれば、これ、今聞いているようなことというのはそんなに踏み込んでなくて、表面的なことですから、このあたりの質問が介入することになるかということ、もう監査の中の範疇なのかなというふうには思うんですけど、なので、その辺はちょっとこのあたりは最低限のことで、答えていただきたいというのはちょっとあったんですが、その点、部長、どうですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 制度的に答えられない。

○議長（矢野隆行君） ちょっとマイク、済みません。

○市長（山仲善彰君） 制度的に答えられない。ただ、多大な支援をしています。だから調べなさいとおっしゃるんですけども、この多大な支援は、私が当初から言ってるように、あってはならないことなんですね。損失補償契約もないのに勝手に債務負担行為で損失補償をした、そのリスクが存在するから、損失補償がきいてくると困るから、先に野洲病院でショートしないようにお金を渡してるわけであって、これは制度に基づく補助ではないんですよ。仕方がないからやっている。

でも、一方では、民間の法人に対する市の権限というのは存在しないのでできない。普通だったら、これだけの支援していったらもっとチェックしたらどうやと、懐の中を見せなさいとかできるんですけども、もともとが無理がしてあるがゆえに一方通行にならざるを得ない。これ、何回言っても稲垣議員は御理解されないんですよ。だから、もともとの行為が不法行為、不適正行為から始まっている資金援助なんですよ。

私も、市民からしたら、そりゃ見に行きたい。野並議員が何度でもおっしゃる工業振興助成金、私が就任する前にもう約束をして、十何億円、6億数千万残ってあった。私も個人的には聞きたい。でも、市の手続で、市長印を押して交付決定してあるわけですね。だから、6億の時点になって頭下げに行って、5,000万ずつお渡ししてます。じゃあ、市内の企業の帳簿を見に行くんかといったら、これは制度外の補助金なわけであって、監査できないんですよ、いろいろおっしゃるけども。

それと同じことで、いわゆる制度感覚がある方だったらこんな質問はしない。だから、握りで渡してあるお金、握りで約束したことに対するチェックを働かせにいくということもあり得るけれども、これをやってしまったらいわゆるリンチ行為と同じことになるわけですよ。だから、今の野洲市は適正なコンプライアンスを守ってるので、確かに補助してるんだったら、もっと帳簿の中を見たいとかありますけどもできない。ですから、包括承継はしますけども、それはある時期になったら向こうの合意のもとに、制度にのっとって、向こうの財務状況とか経営状況を見ますと。ただ何にも情報がないわけではなしに、さっきから部長が答えるように、法人ですから理事会も評議員会もあり、かつ一定の公開性は保たれているので、その情報をもって判断をしているということであって、決して隠してるわけでもないわけです。

何回も言いますように、お金が行ってるから調べられるでしょうという話ではなくて、お金は別の制度で行ってるわけです。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、もう次に行こうとは思ってはいるんですけど、不法行為という話がありましたけど、その不法行為については、判例によっても分かれていますし、一概に全てが不法行為だからというようなくくりというのは、僕はちょっと、その損失補償についてもそうだと思いますし。もうすぐ終わります。

○市長（山仲善彰君） いや、反問します。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後2時05分 休憩）

（午後2時06分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山仲市長のほうから稲垣誠亮議員にちょっと反問が1問出ましたので、受けてください。

どうぞ、山仲市長。

○市長（山仲善彰君） じゃあ、議長からお許しをいただきましたので、反問をさせていただきます。

今回の問題、先ほどの給与とか休み、終業の問題も、まさにコンプライアンスの問題だと思っています。ただ、お尋ねになっただけで答えられないという状況が若干重なっているように見受けられますけども、実際、制度上困難なことを聞いて答えないみたいなイメージをつくっていただいているんですが、まさに今、判例によって見解が分かると、今のやりとりの中でおっしゃったので、具体的にどういう判例によって、何の見解が分かるのかははっきり言っていたきたい。そこを反問、お問いかけをいたします。

今後まだ質問が控えてると思いますし、委員会もありますので、どういう判例によって何の見解が分かっているか、明確にお答えください。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、単純な問題で、損失補償契約の話が今の中で出てきたとは思いますが、損失補償の違法性について、済みません、今僕もそんな、急に通告なしに言われて、すぐじゃあ昭和何年、平成何年の判決というふうには説明はできませんけども、裁判所の適法・違法性については、単純に違法であるのか、問題なしとしてされてるのか分かれてるというふうに私は認識していますが。それはたしか、二、三年前に議会でも何かやったときに僕も調べたんですけど、たしか判例が分かれてるはずだと思うんです。

損失補償の契約に関する判例の、多分自治体のそういうサンプル例、サンプルの本みないなのがあると思うんですけど、そこにも記載されていたとは思いますが、それでだめですか。

○市長（山仲善彰君） 2問いけますね。

○議長（矢野隆行君） 2問いけます。それはそれでもう1問。

○市長（山仲善彰君） 今の答えを了承しまして、もう一つ反問します。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後2時07分 休憩）

（午後2時09分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山仲市長から2問目の反問権が出ましたので、これを許します。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど、部長にいろいろお問いかけをいただいて、繰り返しますが、答えられない。なぜかと。稲垣議員の根拠は、これほど支援してるんだったら、財務の状況とか資産の状況とか、向こうが抱えている訴訟とかリスクをもっと知ってしかるべきだとおっしゃいます。常識レベルで言えばそうですけども、そもそも、でも、お金を支援してるのは、過去の損失補償に基づく支援だということになってるからなわけです。

でも、御承知のように、旧の野洲町と野洲病院の間には損失補償契約は全くないわけで、単に議決で損失補償をするための議決をされただけであって。私も今、稲垣議員が余りしつこくおっしゃったので、そして判例で分かれてるとおっしゃったので聞いたわけですけども、それは損失補償契約の違法性、適法性のことを言っておられたのは今わかりました。

判例というのは横浜地裁で、あれはだめだと言われてると思いますし、もう一つあって、それはよしとされてるんですけども、いずれにしても三セクとかいわゆる公的機関が損失補償契約によって補償するということについての適法、違法の問題です。基本的には、純民間にはこれはあり得ません。公的自治体なり政府が損失補償で第三者に支援をするというのは、当然税金ですから、公益性があるとか公共性がある、かつ、その団体が公的性格を何らかの形で帯びている場合に限られるはずなんですけど、かつ、損失補償契約がある場合です。私、何回も言ってますように、片思い損失補償なわけです。契約書もないんです。

こういう状況の中で、判例が分かれてるからというケースに該当すると考えておられるのかどうか。かつ、この場合は許されると万が一判例で適用したら、旧の野洲町の野洲病院へのいわゆる損失補償、これは契約書がないので、単に議案書に損失補償と書いてあるだけのことなんですけども、これは許されるものと考えておられるのか、これはやはり違法、不法というふうに判断されると考えておられるのか。私は、あるいは現野洲市は、これはあってはならない行為ということですけども、もう既にされているので、先ほどの工業振興助成金と同じように、野洲市は支援をせざるを得ない。

また、別の観点からしても、約束だからというよりも、市民の中核的医療を担っている役割に鑑みて、現時点の判断からしても億を超える支援をするべきだということやってますけども、稲垣議員は今、これほど、これからの前向きなことについて、野洲病院との関係を前提にして答えられないことまでつついて、いかにも何か野洲市が秘密を持っているか、あるいは不作為で、不作為でそこを問いかけようとしてないかみたいな質問をされてますけども、まず稲垣議員は判例が分かれてることについて、今回の具体的なケース、私よりもよく御存じだと思いますからね、今、野洲町と野洲病院の関係は。こんだけ調べておられて、ライフワークみたいにやっておられるんだから、こんだけ書類もありますし。

この見解を、稲垣議員が裁判官だったらどう判断されるかを、ぜひ参考にお聞きをしたい。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私、その議会の議決のときは当然、議員ではありませんでしたので、もう想像でしかないんですけど、まず最初に、損失補償契約の点について、民間ではないのであり得ないというふうに市長御指摘があったんですが、私は一概にそのくくりではないとは思ってまして。確かに民間病院ではありますけども、今回、病院という団体であって、公共の福祉という目的があります。市民の利益に直結する問題なので、一概に株式会社等の純然たる利益追求の会社と同じような損失補償と同列で扱うべきでは、僕はないのかなとは思っております。恐らく、そこは判例でも見解の分かれる、法律家によっては見解の分かれる余地があるのではないかなとは思っているので、一くくりではできないとは思ってます。

次に、自分がその議決においてどう、その当時の議会の議決のみで損失補償貸し付けしたということに関してお尋ねだと思うんですけど、法の違法性はちょっと僕もその審議

に直接加わってないので、なかなかはっきりとしたことは申し上げられないんですが、過去の記録を見る限り、もし僕が議員であれば、そのときは起立しなかったと思います。今の市のそのときの議会の議決の提案内容であれば、起立はしなかったと思います。それで多分答えになってると思うので、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（矢野隆行君） では、質問を続けてください。

○10番（稲垣誠亮君） では、次の質問に移らせていただきます。

法人の退職金の支払いについてですが、現在の退職金支払い総額の予定、また、加入している企業型確定拠出年金制度による資金積立総額についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） この件につきましては、起債協議の中で県のほうからも確認するように求められていた事項であったとともに、平成28年8月、あるいは11月議会、これは稲垣議員のほうから御質問を受けておりまして、そのときにお答えをさせていただいております。

もう一度申し上げますと、28年3月31日現在の退職金積立資産総額は、3億4,386万5,000円でございます。数理上の要退職金支払い総額2億6,543万7,000円を約1.3倍上回って積み立てられているということでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次へ行きます。

加入している企業型確定拠出年金制度だが、複数事業主によって運用されてるののでしょうか、説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） こちらも先ほどからちょっと何回も申し上げてるように、議会に報告すべき事項ではないというふうに判断しておりますが、一般論を申し上げますと、退職金が引き当てられてないということは、会計上の基準に照らして引当金計上が不要な制度であるというふうに市は認識しておるということでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、済みません、僕、この設題は複数の、例えば野洲病院以外の複数の法人によって運用されてるのかということを知りたいんですけど、ちょっと質問

が違うと思います。内容が。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 稲垣議員のこの質問を、ちょっとそんたくをさせていただいてお答えをさせていただいたということでございます。

確定給付年金と拠出年金がございまして、給付年金で複数事業主による場合で、かつ拠出割合がわからないときというのは、退職金の引き当てを行ってはおらないと、そういうふうな制度で今現在運用をされておるといふような認識をしておるといふお答えをさせていただいたということでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

次へ行きます。

医業費用の明細書上、退職金はどの科目に計上されているのかお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これも個々具体的な情報になります。これも一般論で申し上げますと、ちょっと待ってください、今、退職金ですね。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○政策調整部長（寺田実好君） これも個々具体的な情報になります。これについても当然、後年度のところで調査をしていくということになりますので、御認識をいただきたいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次へ行きます。

医業費用の明細書上、役員報酬はどの科目に計上されているのかお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 同じ答えになって申しわけございません。こちら、議会に報告しようにもできる事項とは考えられないところですので、御了解を賜りたいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、役員報酬の個人別・役職別金額をお伺いいたします。これは、名前はもちろん伏せていただいて結構です。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これにつきましても、今、名前はというふうなことでございましたけれど、個人別金額についてもこの場で御報告することのできない事項というふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

じゃあ、それは結構なんですけど、報酬の妥当性については適正なものというふうに認識されていらっしゃるということによろしいでしょうか。今、市が援助しているような状況ですので、お伺いしております。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これにつきましては、先ほどから市長のほうで答弁しておりますように、民間事業の中で、民間企業体の中で監査を受け、そして理事会も承認されてる事項でございますので、私がこの場でお答えをすることではないというふうに認識をしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、次へ行きます。

御上会野洲病院の資産等機能の継承にかかわる調査及び検討ですが、受託先についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これにつきましても、医療法人あるいは企業の合併とともに、公営企業やあるいは独立行政法人の運営支援や会計制度のコンサルティングにすぐれ、多くの実績を有する事業者が委託先として望ましいものと考えております。特に、信頼性というのは一番重要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。これは、この資産機能等の継承調査及び検討なんですけど、私は単純に、次の質問にもつながるんですけど、監査法人によるデュー・デリジェンスのみで私は十分なのかなというふうには、この工事までの期間を考えると、そこで十分なのかなというふうに思うんですけど、そのあたり、要はこの事業を行う、どのような体制によってこの調査及び検討を行われるのか。監査法人がもし入れば、調査及び検討に関しても最初からこれを行いますので、二度手間になるんじゃないかなと私は思ったん

ですが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 稲垣議員、ありがとうございます、御心配をいただきまして。選定方法については現在、検討をしておる最中でございます。今、稲垣議員がおっしゃっていただいたことをぜひ参考にしながら選定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それは、じゃあ一般競争入札ですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 現在、検討中でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、じゃあ入札以外にそんなんあり得るんですか、でもそもそも。その入札以外が選択肢があるように、今の答弁を聞いてると理解したんですが、その点求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 方法につきましては、今一般とおっしゃいましたので、検討中ということになります。公的機関が契約をするに際しての入札については、厳正にさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次へ移ります。

調査及び検討の実施後、御上会野洲病院の資産調査に入り、監査法人を依頼することになると思いますが、選定方法、依頼時期についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今ちょっとダブって、先ほどのほうで申し上げたと思うんですけど、今現在検討を進めております。早急に進めないと、当然31年7月までということになりますので、鋭意選定作業を進めておるということでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） これですね、平成31年7月の市立病院の開院スケジュールを

考えますと、時期が本年度の後期となりますと、ちょっと遅過ぎるのかなというふうには思うんですが、どれぐらいのDD期間を想定されてるのかお伺いたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、稲垣議員おっしゃいますように、確かにタイトなスケジュールになったのは事実でございます。今回の議会において、開院時期、申しわけございません、全適の期間もずらさせていただいたにもかかわらず、31年7月には市立病院という設定は崩さずにおきました。それを勘案すると、当然タイトなスケジュールになるんですけど、これも9カ月、実施設計等の業務が否決によりましておくれたというところにも要因がございますので、鋭意そこを埋めるべく努力をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、確かに開院のスケジュールは平成31年7月なんですけど、これ、建築工事のスタートがもう少し前ですよ。これ、建築工事の発注とかが始まるのは7月よりも前だとは思いますが、結局、じゃあその建築工事の、新病院の建築工事のその予算が通るまでに、これはそのDDを終えるという認識で理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 一応、31年度から、先ほど工事のほうもというふうな予定をしております。31年の3月には設計を終えまして、建築のほうに入っていきたいというふうに考えております。それと、時期をあわせまして、我々はちょっと、本当にタイトになるんですけど、31年7月に市立病院化をしよういたしますと、当然それまでに、今おっしゃってます包括承継締結というふうなことになると思いますので、大きな業務とのか、は年度内には終わらせたいというのは、ちょっと希望的な観測ですけど、持ってはおります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私はきのうの夜、日本の代表的な監査法人の職員とちょっと対話をしていたんですが、これ、市の答弁を聞いてますと、計画性のないDD期間を想定されてるように私は思うんですが、監査法人もやはり今業務が切迫してますので、これ、ち

よっともう少しこのタイトな期間を考えると、監査法人側でその受任していただけない可能性というのは、可能性としてはあるかと思うんですが、そのあたりについてはもう必ず期間内にやり遂げられる自信はお持ちなんですかね。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） ちょっと自信という、そういう言葉が適切かどうかはわかりませんが、今めどとしておるのが、31年の7月というのは設定を変えませんでした。これに向かって、先ほどから申し上げてますように、そこに向かって進めていくというふうな思いでいるのは確かでございますので、そういう答弁で御容赦を願いたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、病院の開院はそうですけど、工事の着工の議決、工事着工の予算の議決までにこれは終えないと意味がないものだと思うので、そのあたりは共通認識であるのか、もしくはそれはなくて、病院の開院までとしてあくまでも考えていらっしゃるのか、そのあたり答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） あくまでも包括承継にかかわることでございますので、それは平成31年の7月、これを目標にしてというふうに考えておりますので、了解を賜りたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） まあ、僕は工事の議決までにやはりそれは終わるべきものであれば、まともな公認会計士でしたらそう思うのかなというふうに個人的には思うんですが、次の質問に移らせていただきます。

いや、これはだから何も、本当に心配して言ってますので、誤解されないようにお願いしますね。

（「本当に心配しているのか」の声あり）

○10番（稲垣誠亮君） いや、違いますから。心配してるんです、計画どおりにいくかね。誤解されないようにお願いします。

じゃあ、17番の質問に移ります。

現民間野洲病院の跡地利用については、現在検討は進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これにつきましては、平成28年度に包括的な承継の方針をお示しさせていただきました。この時点で、平成33年以降、売却というふうな考えを示させていただいております。今の時点では、それ以上もございません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。その売却というのは、一般的な市場に入札とかそういったことで市場に流すというふうな理解で、売却という意味でいいんですかね。そのあたり、答弁求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 当然、普通財産としての考え方になります。

以上でございます。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

じゃあ、この質問を終わりたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃあ、これで次の質問に、じゃあ4番目に移らせていただきます。

では、4番目の野洲駅南口周辺整備についてほかについてお伺いいたします。

1番目ですが、現在、独立行政法人野洲市民病院を中心に、商業エリア、交流施設の整備が計画されていますが、都市計画において駅前という立地を考慮し、機能を複合化して整備することで、機能の相乗効果や利便性の向上が重要であると認識していますが、この複合化によりどのようなものが期待できるのか説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、野洲駅南口周辺整備に係ります、複合化により期待できるものについての御質問にお答えをさせていただきます。

駅周辺地域は、多くの人々が暮らし、訪れ、活動する地域であることから、議員御指摘のように、機能を複合化することにより、多世代が多目的に利用できる空間を整備でき、にぎわいの創出が図れるものと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、結局、今の答弁を見てますと、にぎわいというふ

うなことで締めくくらはったようにちょっと聞こえたんですが、そのにぎわいというのはどういうにぎわいなんですかね。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 南口周辺整備構想の中でお示しをさせていただいてますように、広場、病院、交流・商業施設等が複合的に機能をしていくというふうなことで、にぎわいが創出できるというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次へ移ります。

野洲駅南口周辺地区のブランド力の向上について、どのように考えてるのかお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 2点目のブランド力の向上ということで、ちょっとブランド力という言葉はどういうふうに解釈をさせていただいたらいいかはちょっとわかりかねますので、こちらのほうで、解釈をしたほうで答弁をさせていただきます。

まず、利便性の高い駅前空間を、心と体の健康というテーマに基づき形成するとともに、生き生きとした市民活動による、先ほども申し上げました、にぎわいを創出することで、住みたい、住み続けたいと実感できるまちとして魅力が向上するもの、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、野洲の南口は心と体の健康のまちになると、それが土台に来たまちになるということで、じゃあ理解してよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 何年にもわたりまして、市民あるいは専門家の方々と構想を練ってまいりました。その中で、1つのコンセプトとして生まれてきたものが、今、議員御指摘の内容でございますので、その方向で進めていくということでございますし、これは私見にはなるんですけれど、駅前に立地する病院がある、これが大きな、私はまたブランド力になるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次へ移ります。

施設の利用者を対象とした立体駐車場についてですが、利用のしやすさや景観に配慮した整備が必要であると思いますが、現在の整備計画は十全を満たしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 現在のところ、立体駐車場、これも議員の皆さん、あるいは市民の方にも御説明をさせていただいておりますとおり、2.5メートル掛ける5メートルの十分な区画、それと6メートル幅の直線、水平の通路、直線のスロープ、シンプルな駐車区画配置などを計画しておりますので、利用はしやすくなっておるといふふうに思っております。また、景観への配慮につきましても、当該駅前地域を対象とする地区計画、あるいは景観条例の規定に適合するよう実施設計を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次へ行きます。

独立行政法人野洲市民病院は、病院の病床の規模199床としては小さく、集客力はそれほど期待できないと思いますが、政策調整部長にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） まずもって、市民病院に集客力という考え方が適するかどうかというところはちょっとあると思うんですけども、確かに市民病院については1日当たり約500人の来院者と、昼は200人近いスタッフが行き交うというふうなことは想定しております。それがそのまま集客力という考え方に結びつくかどうかは別といたしまして、一定の、今、稲垣議員おっしゃるような言い方で言いますと、集客力というのはあるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 集客力はそこそこあるというお話に聞いたんですが、人数も聞いたんですが、これは平成27年度にURからその報告が来てると思うんですが、都市

再生のプロデュースということで、都市再生機構から成果物として、平成27年の決算にも書いてありますけど、野洲駅南口周辺整備の基本計画の報告書が上がってると思います。その中でURは、将来、URは、55ページになりますけども、南口地区のマーケット評価として、市立病院の評価として、病床の規模199床としては小さく、集客力は強いものではないと、こう記載されていますが、今の答弁を聞いていますと、若干ちょっと矛盾があるのかなというふうに思うんですが、そのあたり、それはURの評価とは違う見解を市は持っているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今お話にございましたURさんの報告書でございますけれど、平成27年3月に駅前南口の周辺構想を策定いたしました、市が。その後に、URさんのほうからもアプローチがございまして、協定を結んで計画をというふうな話になったというふうに認識をしております。その中で、1つの素案として、つくられるに当たって分析をされたものであるというふうに認識をしております。

今、稲垣議員がお聞きになられた病院の集客力というふうなことで、私が冒頭申し上げたように、これを集客力として、本来、駅前の活性化、あるいはにぎわいを創出するという観点から、ここを集客力というふうに位置づけていいものかどうかというのはちょっと疑問には思っております。しかしながら、そこに来られる来院者の方、あるいはスタッフの方、これを想定しますと一定ふえてくるということであるのではないかというふうな答弁をさせていただいたということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） このURさんも当然、この病院に来られる方を集客力というところで捉えてこの記載はされているのかなとは思いますが、わかりました。

では、次の質問に移ります。

独立行政法人野洲市民病院の整備により期待できる福祉・医療連携の相乗効果についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 相乗効果についてお答えをさせていただきます。

福祉と医療、そして介護と医療など、制度は別にはなっているものの、お一人の患者さんとして身に振り返って考えれば、元来切れ目があってよいものではございません。野洲市民病院は病院として医療を提供しますが、その医療の内容は在学療養患者を診る診療所

の後方支援を行うための一般急性期医療のほか、在宅医療に円滑に移行するための回復期医療を行うことになっております。

さらに、患者サポートセンターを設置し、専門職による相談体制を充実させ、退院後の円滑な福祉、介護サービスの利用サポート、在宅からの速やかな入院、治療など、福祉・医療の連携を積極的に支援する予定でございます。こういった取り組みにより、福祉・医療連携の相乗効果は向上していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次に移ります。

野洲駅南口周辺の私有地は、全体約3.2ヘクタールありますが、その半分はまだ耐用年数のある文化ホール等があり、すぐに開発することができません。開発可能な面積は非常に狭く、商業事業化の可能性は大変困難であると認識していますが、政策調整部長にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、全体のお話をいただきました。文化ホール等を含めたところについては、後期の計画でというふうになっておりますので、今現在考えております交流・商業施設についてのお話をさせていただきますと、対象敷地は約1,800平方メートルになります。官民連携による施設整備を視野に、事業スキームの今検討を進めているところでございます。

ちょっとつけ加えさせていただきますと、去る2月26日には国土交通省主催のサウンディングに参加をいたしました。民間事業者との対話による市場調査を行わせていただいております。その結果、民間事業者の方からは一定前向きな御意見をいただいているということを、ちょっとつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、今答弁の中にありましたそのサウンディング、あと民間事業者、そのあたりについて説明可能な範囲で、ちょっと話せる範囲で、ちょっともう少し答弁いただけないでしょうか。もう少し具体的に、話せる範囲でちょっとお願いしたいんですが。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これにつきましても、ここに、この話に至る前ですけれど、官民連携によるというのか、民間主体の開発が可能かどうかというところについて、病院の事業が確定しない段階で、なかなか民間の事業者のほうも参入をできないというふうな状況がございました。それが、昨年12月に可決をいただきまして病院事業が進むということを受けまして、市のほうといたしましては、民間事業者の開発の可能性を、サウンディング調査をしようというふうな予定をしておりました。

これは、個々ディベロッパーに当たるという手法もあったんですけど、ちょうどこのときに国土交通省のほうで、こういう市の計画する事業の中で、民間事業者が参入できるような機会というのを国土交通省主催で行うということがわかりましたので、野洲市のほうも、今現在考えております野洲駅前での交流・商業施設の計画をそこに入れさせていただいたと。そこに事業者の方、公開で来られておりますので、その方々との意見交換をさせていただいたということがございます。一定その中では、前向きな御意見をいただいたというところがございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

ということは、先ほどお話ししましたそのURの報告書とはまた違うような内容が提案され、建設的ないい内容が提案されているというようなことなんですかね。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 先ほどから申し上げてますように、URさんの報告書ですね、それに基づいて御質問いただいているのかと思うんですけど、あくまでも、それは先ほど申し上げました、27年3月の基本構想を実現するための一方策の中でどうであろうということで、URさんのほうも手を挙げてこられて、一緒に計画をつくっていったということがございますので、その段階での話と現状とはやっぱり異なってくるということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そうは言いますが、これ、報告書を読みますと、病院がある場合とない場合と、あとは素直に商圈のマーケット評価についてされてますから、一概にその病院がどうなるかわからん中で、その報告された中途半端な報告書というふうに答弁を聞いてますと思うんですが。

だってこれ、予算もこれ、500万ぐらい積んでしてるじゃないですか。だから、それなりにURさんは一生懸命されて取り組まれてたのかなというふうに解釈するんですが。そのあたりもうちょっと答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 私は何も中途半端な計画というふうなことは申し上げたことはございません。その時点で、構想実現に向けてというふうなことで計画をつくっていったというのが事実でございます。その間に、稲垣議員も御存じだろうと思うんですけど、基金条例が否決をされたというふうな状況を踏まえまして、URさんは当然民間でございますので、その中での計画をつくっていく中で、今申し上げられた1つの考え方として、病院がない場合も想定をされたというのはごく自然な話ではないかなというふうには考えております。

でも、その時点から積み上げてきた構想の実現化に向けての話については、それは1つのステップでございまして、今の現状としては、昨年にも御報告をさせていただいてますように、こういう商業施設についての進め方を、昨年の2月になるんですかね、に企画調整課のほうでするようになってから説明をさせていただいておりますように、官あるいは官民、あるいは民というふうな、その事業スキームを今検討しておるという中でサウンディングをさせていただいたと、そういうふうに御理解を賜りたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 次に行きますけど、URって都市再生の、日本で僕は一番、二番のプロデュースをする会社であって、なかなかそんなやさしい、自治体とはいえ、すぐにおいそれと来てくれるようなところではないと思うんですよ。なので、ちょっと過去の平成27年度にそういった市とのコネクション、セッションが、その流れがちょっとあったので、ちょっとそれも関連してお聞きしました。

では、次の質問に移ります。

前段の入院患者の付き添いのためや、京都から周辺地域までの海外観光客の宿泊需要の増加に伴うビジネスホテルの可能性についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） ビジネスホテルの件でございます。

市内の大きな事業所も含めて聞き取りをさせていただきました。野洲駅前におけるホテル需要というのは確認をしているところでございます。ですから、一定の可能性はあると

いうふうには認識をしております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次の質問に移ります。

温浴施設の需要は良好で、マーケットとして十分であり、誘致の可能性は高いと思いますが、お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これにつきましては、開発ディベロッパーのほうに一回聞き取りをさせていただいたときがあります。そのときには、一定可能性があるようなことは言うておられました。ただ、あくまでも民で事業を行うに当たっては、当然、進出をされる事業者の判断ということになりますので、私が今お答えをできるような状況ではないというふうに御理解を賜りたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次の質問に移ります。

交通結節点を活用した集客機能の整備であります。野洲市の中心である駅周辺の活性化のために、通勤通学以外の集客にも目を向け、集客機能の整備は重要であると思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 議員おっしゃるとおり、他の目的を、例えば観光等ですね、による駅利用者等も集客できるような機能というのは、一定必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 例えば、どのようなもので想定されてますか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） そのように多分聞かれるだろうと思ったんですけど、レストラン等も含めたものが必要ではないかなというふうには考えておりますけれど、これも先ほど申し上げましたように、事業者の判断ということも、民間がやるようになれば民間の判断ということになってまいりますので、一定今のところではそのようなものは必要ではないかなというふうには考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、今、レストランという言葉が出てきたんですけど、何の目的もなくそのような多分発言をされないと思うんですが、ディベロッパー等からそういう話が、その関連事項で話であったんですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 先ほどから申しております平成27年3月に策定をいたしました南口周辺整備構想ですね、その中の1つの持ってこようとする施設の考え方の中に、商業サービスという部門も計上させていただいております。その中に、今申し上げましたレストラン等が書かれておりますので、今そのような回答で申し上げたということでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次へ行きます。

健康とにぎわいのある野洲駅南口の創出のため、周辺道路の緑化やバリアフリー化を検証していただきたいと思いますが、お伺いたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） おっしゃるとおりだと思います。そのようなバリアフリー、あるいはゆとりのある緑化というのが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。力を入れていただけるということですね。

次の質問に移ります。

野洲市の人口の転出、流入を見ますと、20代、30代の若者、若年子育て世代の他市への転出が多い状況があります。持続的なコミュニティー形成と野洲市の活力を維持していくためにも、従前のニーズは、充実は不可欠であると考えます。野洲市の将来を考えた際、野洲駅南口周辺整備により、20代、30代にとって魅力あるまちづくりが求められると思いますが、お伺いたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 駅前に限ったことではないんですけど、他の代表質問

の中で、市長のほうからも答弁があったと思います。これぐらいの、20歳、20代、30代、生産年齢人口の中心となる方々でございますので、駅前に限らず、若者を中心とした人口流出の抑制を図るためには、子育て環境の充実、あるいは魅力ある住環境と住宅供給、安定した雇用の場の確保など、生涯にわたって安心して生活できる環境づくりを総合的に展開していく必要があるというふうに考えております。これは全体的なところで。

駅前に限って申し上げますと、当然、先ほど冒頭申し上げましたように、若者を含めた多世代が利用できる空間整備というふうに申し上げておりますので、そのような中で魅力あるまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） その20代、30代が利用できる空間、その利用できる空間というのはどのようなものを挙げられてるんですかね。今ちょっとお願いします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、先ほどから申し上げてますように、全てが駅前の整備で20代、30代の方の人口流出を防ぐというのか、定着をしていただくということではないというふうに思っております。それは、全体的な、総合的なまちづくりが進められてる中で培っていけるものだというふうに考えております。ですから、その一部として考えた場合に、駅前に病院がある、そして交流・商業施設がある、そこへ行けばにぎわいがあるというふうなところで、魅力あるまちになれば定着が進むのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） くどいんですけど、じゃあ若い人にとって魅力のある交流・商業施設になるということですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それだけに限ってはいけないというふうには考えております。やっぱり多世代が利用できるような空間でなければならないというふうには考えております。その中に、20代、30代の方も魅力を持ってもらえるような施設整備を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次へ移ります。

市民広場についてですが、イベントなど多様な空間づくりに役立て、市民の集いのきっかけづくりや駅前の魅力づくりに活用するべきであると思いますが、この点、政策調整部長にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 市民広場につきましては、人と人との出会いが生まれる場として、誰もが自由に利用でき、子供が安心して遊べる場というふうなものを想定いたしております。市民が集うさまざまなイベント等に市民広場を活用できるよう、今後具体的な運用方法も含めて検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今、人と人が出会える市民広場ということがあったんですが、これは何か例えば、他市の何かサンプルでイメージされてるような他市の例とかというのは見てはったりもするのかなと思うんですけど、もしあればお伺いしたいんですが。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、具体的なところではまだ検討しておりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。じゃあ、期待しておりますので。

では、次の質問に移ります。

前段に関連して、そのためのエリアマネジメントを行う組織を検討するべきであると思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 稲垣議員おっしゃるそのエリアマネジメントというのは、確かに駅前という中で、にぎわいの創出についてはかなり有効であるのではないかなというふうには考えております。ただ、今申し上げましたように、市民広場の活用あるいは運用を今後検討していくというふうに申し上げましたので、現時点では今そのような組織をどうこうするというふうなことではないと。それよりも、今の現時点では、市民の方が日常的に利用する空間づくりを進めること、そのためには市民の方々との意見交換をしながら進めていくべきではないかなというふうなことを現時点では考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。それ、URの報告にも、報告書の中にもこのエリアマネジメントの組織については有効性が書かれてましたので、またちょっと参考にさせていただけたらと思うんですが。

では、最後の質問に移ります。

13番ですが、野洲文化ホールなど既存公共施設の利用継続の必要性が残っており、既存施設の統廃合などの方針を定める際、後期開発を進めることとなります。そのためにも、JAおうみ富士との将来的な連携の可能性を残し、事務レベル協議を継続するべきであると思いますが、政策調整部長にお伺いたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） JAおうみ富士さんの件でございます。これについては、昨年12月19日の全員協議会のほうでも御報告をさせていただきました。現JAおうみ富士野洲支店敷地内で、みずから新支店を整備するとの考えを改めて示されたことから、残念ではございますけれど、将来的な連携についての可能性はないものと現時点では考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、整備のそのスケジュールなんですけど、この既存施設の耐用年数で段階的な整備をやっぱり行う必要があるのかなと思うんですが、これ、またこれも、済みません、URの報告書にはなるんですが、特に中後期において、その時点における社会状況に応じて柔軟な対応が求められると記載がございます。

ということなので、いろいろな社会状況、政治状況がどう変化するかということはわからないわけであって、これ、今の部長の答弁を聞いてますと、おうみ富士はもうやらへん言うてるんやからもう知りませんと、そういうふうには聞こえるんですが、やはりその関係改善の扉というのを、こちらから僕はやっぱり、これは人間関係でも僕は大事にはしてるんですけど、例えば自分が嫌いな人とか苦手な人がいても、自分からは決して閉ざさないようにしてるんです。

やっぱりそれは、すごく相手との関係性を築く上で大事なことであるとは私は思ってはいるんですけど、確かに今はJAおうみ富士さんとの関係性はよくないのかもしれない

けど、ここにも記載してるように、可能性はこちらから、友好の窓口をこちらから閉ざすことはないと思うんです。やはり、その事務レベル協議を継続して、いつでもJ Aおうみ富士さんが協議に乗りたいと思っていただいたら、その乗れるような状況、やっぱり対応は継続すべきなのかなと思うんです。

中後期ということで、これ、年限もかなり先にはなりますので、そのようなことで事務会談レベル、年に1回とかでもいいとは思いますが、何かしら継続すべきなのかなと思うんですが、そのあたり、部長、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○10番（稲垣誠亮君） いや、部長でいいです。

○市長（山仲善彰君） 何か関係が悪いと思っておられる、誰から聞いておられるんですかね。情報が偏ってるのではないですか。私、理事長とか経営管理委員会の会長とかと常に話してます。ですから、どうですかといったら、向こうで検討して、12月に来られて、自分とこでディベロッパーに頼んで開発するというふうに、向こうから来られたわけで、良好な関係だからこういう情報があるわけです。

多分公開されてるので言ってもいいと思うんですけども、今、県内のJ Aの統合が言われてます。これはもう広報されてますね。そういうこともあって、今までのJ Aおうみ富士だけの中の再編をするのかしないのか。きのうちょっと十分に遠藤部長は野並議員の御質問には答えてませんが、今の祇王のことも私から問いかけたら、そういうこともあって、向こうから現時点での情報を持ってこられたわけです。

ですから、どういうグループで統合するのかという課題もあると、今のJ Aおうみ富士だけの中の本店、支店の再編についてもまた見直す必要もあるかもわからないとか、現に、御承知やと思いますけども、J Aおうみ富士の本店も耐震化ができてない。今、守山市役所の隣にあります。一時の報道では、守山市と相乗りで複合ビルとかいうことも何か報道されたりしてたんですけども、それもそういうふうにいけるのかどうかとか。

本来の、これもきのう部長が答えました、公開されているJ Aの計画では、守山の文化ホールのあたりにその本店を持っていくということに多分なってると思うんですけども、内々は、守山市と隣接してるので、市役所の再編ということもあるんですけども、これ、差し支えない範囲だと判断して言ってるわけですけども、何か関係が悪いとおっしゃるので、全然関係。

○10番（稲垣誠亮君） いやいや、そんなことは別に。

○市長（山仲善彰君） いや、今聞いてたら何か前提としてね、関係が悪いから何とか。だから、誘いを常にかけてるから、現時点の状況はこういうことだからというのでおっしゃってきたことを部長が言ってるわけですし、そもそもこの情報は、私を訪ねてこられた情報を、稲垣議員はなぜか知らないけど、代表質問なんだけど、一言も私に聞かれないという不思議な質問の仕方をしてますね、代表質問なのに。

○10番（稲垣誠亮君） いや、長くなるんで、ちょっと時間が。
議事進行上の話なんですけど。

○議長（矢野隆行君） 私語はやめてください。

○市長（山仲善彰君） 長くなるとか、一言で答えるべきは答えますよ。

○10番（稲垣誠亮君） そうですか。次からそうします。

○市長（山仲善彰君） 以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

では、済みません、じゃあ最後の質問に移りたいと思います。

独立行政法人野洲市民病院についてお伺いいたします。

病院の収支計画の実現の可能性を高めるためには、マンパワーが非常に求められると思います。安定した、医師を含む病院職員確保のためには、良好な労働環境が必要不可欠であります。病院職員の労働基準法36条に基づく労使の協定について説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長、前をお願いします。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、独立行政法人野洲市民病院についての1点目、労働基準法36条の規定についての御質問にお答えをさせていただきます。

現実、労使ともまだ実態がございませんが、全部適用の期間も含めまして、一般的には締結することになると認識をしております。協定の内容などにつきましては、労使間で締結に向けて協議、交渉されるものであり、現状お答えできるものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、ちょっと再質問したいんですが、これは開院時、来年度の市立病院のときでいいますと、平成31年度の7月ということですが、これ、労使間の協定であると思うんですけど、使用者は管理者と、労働者側は病院職員の代表者ということだと思うんですけど、

これは今の答弁を聞いてますと、病院職員の自発性に任せるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 労働基準法上申し上げますと、病院事業につきましては労働基準監督署の管轄権限になってまいります。そうなってくると、今、稲垣議員がおっしゃるその一定時間外を必要とする場合については、労基法36条の協定を結ぶということになりますので、自発的なものではないというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

僕は、この今の民間野洲病院の労使環境が踏襲される部分が大いかなとは思いますが、これは、じゃあ今の民間野洲病院にはこの三六協定は存在するという理解してよろしいですね。もしわかる範囲でお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今申し上げましたように、病院事業そのものが労働基準監督署の管轄権限になっておりますので、当然、協定をされているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） これはマンパワーということで、特に医師と看護師のその集めるというのが大事なことだとは思いますが、昨今新聞でも掲載されてますように、医師の過重労働が問題になってると思うんです。医師の健康を悪化させて、やはりこれから病院を始めるというのは、これから始める、スタートすることですから、始める、医師の健康を犠牲にした病院づくりというのが、やはり本末転倒ではあると思うので、やはりこの三六協定で医師の労働環境をしっかり守っていくことは重要だとは思いますが、そのあたりの認識はどうでしょうか。共通でしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） まさしく稲垣委員おっしゃったとおりでございます。代表質問の答弁の中でも、市長からお答えがあったと思うんですけれど、医師の確保、あるいは看護師の確保、あるいは事務員の確保、当然、いろんな制度上のことはあると思うんですけれど、まずは働きやすい環境づくりというのが大きな、一番肝心なところになって

くるのではないかなというふうに認識しておりますので、稲垣議員おっしゃるとおりだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次の質問に移ります。

急性期における平均滞在日数は、現民間野洲病院と比較してどのように推移していくのでしょうか。政策調整部長にお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 急性期における平均在院日数の推移の見込みについてお答えをいたします。

平成28年度の野洲病院の一般病床の平均在院日数は、実施計画の中においてお示しをさせていただいてるんですけど、その中では18.7日でございます。同計画書による目標指標といたしましては、平均在院日数は平成33年度の16.2日、そして34年度には15.6日、35年度には15.1日、36年度には14.5日、37年度には13.9日と推移していくというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。減少していく、その言葉が適切かどうかわからないんですけど、回転率を上げていくということだと思うんですが、私、これも昨日、看護師さんとちょっと会話をしていまして、この平均在院日数を減少させるというのはなかなか病院にとって困難な事柄、事項であると、私は、困難な事柄であるというふうに話していたんですが、これは具体的にこの日にちを減らしていくというのは、どのような手法を用いて減少させていくということを想定されているのか、これは事業計画としても組み込まれているものだと思いますので、その点、政策調整部長に答弁をお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） これにつきましては、当然、稲垣議員も御存じだろうと思うんですけど、診療報酬の関係で、一般急性期における平均在院日数というのが通常定められてるようなところがございます。それに基づいて計画をしておるんですけど、何も急性期の方を追い出すというふうな考えでしているものではございません。

○10番（稲垣誠亮君） わかります、わかります。

○政策調整部長（寺田実好君） 御理解いただいていると思います。

今現在、野洲病院のほうの病床数でございますけれど、199床、これは変わりませんけれど、一般急性期158、そして回復期41となっております。新市民病院の計画では、これを急性期100床、そして回復期は地域包括、回復リハ含めて99床というふうな計画をさせていただいております。

このことで、もうおわかりいただけるのかなと思うんですけど、一般病床から退院をされる方、これはもう当然おうちのほうに帰られて在宅療養というふうになりますし、そして、まだリハビリテーションが必要な場合は回復リハのほうに行ってくださいと退院と。そして、このことも計画の中に入れておりますように、地域包括ケアの病棟もございますので、そちらのほうに行ってください、療養していただいて退院と、こういうふうな形でのケアを考えておりますので、何も今申し上げたように、この低減をしていく推移がそのまま追い出しを図るといふ診療報酬の点数だけを考えたものではないというふうに御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、別に追い出すとか追い出さないとか、そういう視点で僕は聞いてなくて、あくまでもその経営的な数字の部分で、やはり病院も継続性がやっぱ大事ですから、売り上げを上げていかないといけないので、そういう意味で回転という言葉を上げたんですが。

今の部長の答弁を解釈しますと、この在院日数の短縮というのは、ベッド数の重要な理由として、ベッド数のその変化によって生み出されるものというふうに、今の答弁を聞いたら僕は解釈したんですが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 必ずしもそうではないというふうには認識をしております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、今おっしゃったじゃないですか、だって。部長は答弁の中で、ベッド数の変化で、主な要因として、ベッド数の変化によって在院日数が短縮され

ていくというふうに答弁いただいたと思うんですけど。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 私が申し上げたのは、一般急性期の病棟から回復期のほうをふやしていくという、そういうふうな形での、さっき冒頭申し上げたと思うんですけど、1人の患者さんの立場になって考えた場合に、急性期から回復期でフォローをしていく、その病床数をふやしていくと。ですから、一貫した体制で進めていくということをお願いしたということでございます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今の在院日数を減らしていくというのは、極めて経営上重要なことであって、今の答弁を聞いていると、ちょっと不安材料が、僕は個人的にちょっと思ったんですが。

もう少し具体的なその事業計画に基づいて在院日数を減らしていくものなんだと思うんですけど、何かベッドの数が変わってくることと、その回復、リハビリの接続を変えることによって在院日数が縮小していくというふうに聞こえるんですけど、決してそんなものではないと思うんですけど、そのあたりちょっと。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと鬼の首をとったつもりでやっていただいておりますので、答えます。

地域包括ケアを標榜してます。それと、在宅医療の支援、それと在宅介護。要するに、通常の治療であれば退院できるんですけども、なぜ滞るかということ、おうちに帰れないとか不安であるとかといったところですから、いわゆる在宅での医療とか、あるいは生活支援を、そこを今以上に手厚くすることによって退院促進されます。

私は本当は、稲垣さんの質問を聞いてて、看護師さんに聞いてなかなか簡単ではないと言われましたね。反問したかったんですよ。本当やったら稲垣さんが言うべきであって、なぜ簡単ではないのかという。問題はどこに存在するのか、それを解いていけばいいわけで。ちょっと、部長が言っていることも本当なんです。

というのは、野洲病院の場合は、退院すべき方が不安だからというので、急性期の病床に余裕があるといいますか、そこにおられるから、今度は病院の中で機能分担しますから、これは実際のところ、急性期から療養型へ本来移るべきですから移ってもらえる。ただ、今ですと、急性期から退院しようと思っても、療養型が野洲市内では賄えない。現に、守

山市民病院は待っておられて優先度が低いとか、それも今、野洲の中で機能分担でやれま
すから、実際は同じ病院の中での移動でも、これは急性期の退院日数は正直なところ減る
と思いますけども、本来はそれではなくて、今申し上げたような地域包括ケアの中で、退
院促進とか在宅での支援をすることによって、急性期の入院を減らす。これがまさにQOL
を高めることになりますからね。いつまでも病院にいても、本人にとってもプラスにな
らないし、医療費もかさむ。そういう合わせわざでやるというのが退院日数を減らしてい
く取り組みです。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません、じゃあ、ちょっと市長に再質問したいんですけど、
じゃあ機能組織上のことで、要は機能組織上のことで減らしていくという、そのようなじ
ゃあ理解をしておいてよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 本来は、包括ケアの中で治療と在宅と介護も含めた体制を手厚く
することによって、あえて入院をしたくないのに病院の急性期で入院をされてるというの
を解除していった入院日数を減らす、これはメインです。メインです。でも、野洲病院の
場合は市内に療養型の余地もない、そして野洲病院にしても、6人部屋とかまだ部屋が存
在するので、どうしても患者さんの要望があれば入院をしていただいている。だから、それ
が療養型回復期があればそこへ移っていただくということで、実数としても合わせわざと
いったように、それをメインではないけども、結果として新病院の場合は滞在日数を、現
野洲病院よりは減らせる可能性がありますと、正直に答えてるわけです。

くれぐれも言いますが、地域包括ケアで在宅医療、在宅看護、それもきめ細かく退
院支援をすることによって入院日数が減らせます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） もしじゃあ、もうあと残りわずかなので、市長、続けて回答い
ただけるなら。

○市長（山仲善彰君） いくらでも答えますよ。

○10番（稲垣誠亮君） はい、回答していただけたらと思うんですけど。

結局、先ほどの話の続きで、看護師等の中で結局、極論を言ってしまうと、患者数の入
退院、多くさばこうと思えば、やはりそれなりのマンパワーがやはり求められると。
どの基準でそのマンパワーを求めようとしているのか、今の野洲病院と同じレベルでのマン

パワーを考えていらっしゃるのか、それとも今の民間野洲病院よりも向上させたマンパワーで対応されるつもりなのか、そのあたりについては、この看護師の対患者比の問題もありますので一概には言えないと思うんですけど、その辺教授いただけたらと思うんですが。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これは新病院ですから、野洲病院のなりかわりではないわけですから、野洲病院との比較をするというよりは、199床で急性期とそれ以外の機能、それに見合った医師、看護師、医療技術者を想定して、今、体制の制度設計をしています。当然、結果的には野洲病院よりは施設もよくなるし、体制も整備されるので、機能は高まると思います。

ただ、何かおっしゃったように、患者さんを何かさばくとおっしゃいましたね。

○10番（稲垣誠亮君） いや、それは。

○市長（山仲善彰君） そういう観点でじゃなしに、本来きちっと必要な治療を受けていただく、それが、今だったら、さっき申し上げたような課題も存在するから入院日数が長くなったりしてますけども、そこはきちっと効率化をすると。患者にとっての負担を低めようということですから。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） そのさばくというのは、あえて僕はそのような表現をさせていただいたんですけど、現場の看護師さんは、割とオフィシャルの場ではなくて、こういう職員同士で話すときは、さばかなきゃとかそういった表現は使うと思うので、その辺は多分聞いていただいたらわかると思うんですが。

では、済みません、それなりに違うというのはわかったんですけど、その絶対数においてのそのマンパワー、職員数においては、じゃあそれも変わったものになるというふうな解釈ですか。その点最後、ちょっと市長に答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まずは、急性期が100床余りですね。今の野洲病院は、急性期が150余りですね。だから、そこで当然、必要な看護師は変わってきます。医療技術者も変わってくる。ですから今、詳細はまた示しますけども、今の野洲病院とは機能も病床数も異なるわけですし、野洲病院の場合は今順次減らしてる部門もありますけれども、耳鼻咽喉ですとかね。まだまだその新病院については、トップを決めることによって皆さんから期待していただいている標榜診療科の特徴を持たそうと思っておりますから、今厳密にどう

のこうのとは言えませんが、野洲病院と比較するんじゃないし、新しい構想計画に基づいて、想定している病院に必要な人員を配置します。そして、決して何か、さっきから心配していただいているように、過重な労働を前提にした体制とかそんなことを考えてません。

それよりも、さっきちょっともごもごと言いましたけど、おくらせておいて急がせみたいなことで、本当にこれ、厳しいんですよ。厳しいけども、野洲病院の状況も厳しいし、いろんな方が期待しておられるので、来年7月に市立病院化しようとしてるわけです。厳しいのは認めますけども、今までも厳しかったけどもここまで来てるわけですから。

一言お話をしておきます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みませんね、長くなって。もうあともうちょっとなので。

（「時間がない」の声あり）

○10番（稲垣誠亮君） はい。

これはどうして、さっき新しい病院になると言われたんですけど、この在院日数の件は、これ、旧の民間野洲病院と比較のデータでそこからどうなっていくかという推移をちょっと部長から答弁いただいているので、どうしても比較の、今の野洲病院との職員の比較で申し上げます。

では、次へ行きます。

医師の確保について、2010提出時における医師の派遣状況と現状における医師の派遣とを比較して、強化されてる点についてお伺いいたします。

じゃあ市長、もうお願いします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これはもう既にお答えをしたと思いますけども、平成23年度末と現状を比較しますと、新しい情報になってますか。比較して、常勤医の数が増員となっているかは、泌尿器科1名と整形外科2名であります。これらの科は従来非常勤体制であったものを、滋賀医大との協力関係の活性化により常勤化することがかなったものであり、まさに新病院を見据え強化が進んだ点であります。その結果、手術件数の増加など、診療収益の向上に功を奏していると見ています。

現在、総数では20名の常勤医が確保できておりますが、そのうち滋賀医大の医局絡みで着任されている医師が、きのうも申し上げましたように14名に上っております。このことは、医大との関係強化の結果と考えられるものでありまして、これは民間病院だから

というよりは、市民病院がある、できるという想定で滋賀医大との協力関係が結べてると。でも、本当に厳しかったわけですよ、9カ月、10カ月。希望がない中で、滋賀医大はきちっと野洲市民病院に期待をしていただいて、野洲病院を支えて市民の医療を守っていただいて、逆にこれほど医師まで派遣をふやしていただいているという実態が、図らずも問いかけで明らかになったというふうに思っております。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） いろいろ各方面に話を聞く中で、絶対的なものでないにせよ、市長の医大に対する働きかけによって、それはマイナス、どの程度のプラスかはわかりませんが、直接行くことによってある程度プラスになっている、相対的にプラスになっている事実はあるのではないかなと、それは認識しました。

では、最後の4番目の質問に移ります。

開院後、公認会計士による評価を一定期間ごとに受けることは、経営陣が独立行政法人野洲市民病院の経営、財務状況を的確に認識する上で有効だと思いますが、この点お伺いいたします。

これ、市長もじゃあ、これもお願いします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まず、開院後一定期間ごとに、公認会計士等による、公認会計士による評価につきましては当然のことと考えております。地方独立行政法人では、理事長から独立した役員として、弁護士、公認会計士、税理士などの会計に精通した専門家を監事として必ず置くように、地方独立行政法人法で規定されておりますことも申し添えます。できるだけ、健全経営、透明化、そして効率化を旨として病院を整備するとともに運営していきたいと思っておりますので、御指摘のことは当然だと思っております。

それと、医大との関係は、私の手柄だとも思ってませんし、足を運べばいいという話とは違います。今何か、足を運んでるからできてるみたいにおっしゃってますけども、全く違いますよ、それは。

○10番（稲垣誠亮君） そうですか。

○市長（山仲善彰君） うん。ちょっとびっくりしました。全く足を運んでもだめなものもあるし、足を運ばなければということはないんですが、足を運べばものはいいいいというものではないです、本当に。

今、市内、県内の病院からもいろいろ相談を受けてまして、なぜ野洲はこういうふうに

うまくなってるのかということで申し上げてますけど、それは足を運ばばいいというものじゃなしに、みんな足を運んでおられますけども、これは皆さん方の御意見いただいて、いい場所に、きちっと透明感を保って、いろんな方の協力で病院ができるということのもとにこういうことになってるのであって、そんな、市長がとか部長が足を運ばば、足を運ばないよりは運んだほうがいいんですけど、運んでるからこうという評価については、ちょっと今のお聞きして、これほど造詣の深い稲垣議員のお言葉とは。残念でありました。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃあ、それをそんたくしますと、新病院への期待の高まりということで、それも含めてということで承りました。

本当に僕これ、先ほど鬼の首をとったとかありますけど、本当に心配してこのあたりの関連質問は全て行ってはさせていただいてるんですけど、これ、この4番についてなんですけど、これ、独立行政法人となりますと、市が多額の出資をする以上、適切な決算書を市民に開示する責任があると思うんです。この確かに法律では、独立行政法人法では弁護士、税理士でも構わないとはなっていますが、やはり病院という売り上げの規模もかなり大きい法人になりますし、より高い専門知識と経験のある公認会計士に見てもらうことによって信頼性が高まって、結果として、市民への情報開示する際でも有益につながってくるのかなと思うんですが、そのあたり、市長、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 今、制度を申し上げましたけども、当然、公認会計士さんに見てもらおうというのも必要ですけども、公認会計士さんというのは会計のチェックでして、前から申し上げてますように、生産的な部分についての評価はできません。今いろいろ民間法人でも問題が起こってるように、公認会計士さんだったらいいというものではないので、いずれにしても、きちっと市民の皆さん方に経営の健全さとか、そしてやはり投資とかも含めましてチェックをしないとだめで、結果チェックだけではなしに、経営の計画とかそういうあたりも含めて、透明性と健全さが保てるような仕組みは当初から想定をしておりますので、またそれは皆さん方と相談して、市独自といいますか、変なひねりわざじゃなしに、法律よりも一段厳しい、そういった要件を制度設計していきたいと考えてます。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃあ、一応これで終わりたいと思います。長らくありがとうございました。済みませんでしたね。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による代表質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 3 時 2 6 分 休憩）

（午後 3 時 4 0 分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第 4）

○議長（矢野隆行君） 日程第 4、次に一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第 1 号、第 5 番、坂口重良議員。

○5 番（坂口重良君） 皆さん、こんにちは。

5 番、新誠会の坂口重良でございます。

前回一般質問に続きまして、また 1 番が当たりまして、気の引き締まる思いでございますが、矢野議長にお願いがございます。

昨日、先輩議員、野並議員さんの質問と私の質問が丸かぶりでございますして、一部私の通告と質問の方向性が変わるかもしれませんということで、お許しを願いたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 関連でお願いいたします。

○5 番（坂口重良君） はい、ありがとうございます。

それでは、第 1 番の野洲市物品・役務についての質問をさせていただきます。

日本の全事業者数の 99.7%が中小企業であり、また、全就業者の 70%が中小企業に就業、また、小規模事業者は 334 万社と全企業数の 86.5%を占める、まさに中小企業が日本の経済を支える存在であります。その中で、小規模小売業者は 17.6%、また、その半数近くは常用雇用者を雇わずに経営をされております。

人口減少・高齢化社会が進む中で、経営者も高齢化し、ここ 20 年の間に経営者の年齢の山も 47 歳から 66 歳へと移動してまいりました。70 歳以上の経営者が過去最高の 75 万人と高齢化が進んでおります。野洲市でも、商工会では、解散、廃業による退会、また、業績不振、死亡による退会がふえております。市内小売業者の減少の中、また、業者登録が紙から CD 登録となり、登録の申請を提出することをためらっている商店もございます。

そこで、質問をいたしたいと思います。

1 番の物品・役務参加登録申請の周知方法はとのことで質問いたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 坂口議員の物品・役務参加登録申請の周知方法についてにお答えいたします。

野洲市が発注する物品供給、役務提供に係る入札参加を希望される方には、例年1月から3月にかけて、市内、県内、県外業者別に受付日程を定め、資格審査申請をお願いしているところをごさいまして、その周知方法は、市のホームページ及び市広報紙によって行っているものでございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

それでは、2番、30年度の物品・役務、市内参加登録者をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 申請手続きが終わってございまして、30年度の登録業者数ですが、市内本店が91社、それから市内支店が18社、合計109社となっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

今、市内商工業者というのが、登録されてるのが1,467社ございます。そのうちの市内業者、それから本店、支店を有する109ということでございます。

それでは、3番、27年度、28年度、29年度、物品・役務、市内の応札業者の実績ということをお願いします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 大変申しわけございませんが、物品と役務の応札実績は集計してございませんので、ちょっとこちらでお答えすることができません。御容赦願います。ただ、発注は一応、市内業者さんから優先して発注をしている実績がございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） はい、わかりました。

それでは4つ目です。

きのうも専門的な物品または役務については、市内業者で入札が成り立たないというこ

とをお聞かせいただきました。

2社以上の応札が確保できないということは、1社応札は発生しておりませんか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 1社応札が発生していないのかということをお尋ねでございます。

野洲市入札執行要領におきまして、入札の辞退等によって参加者がお一人になるときは、入札の執行と取りやめる旨を一応定めております。ただし、その対応可能な業者が限られているということがもうあらかじめわかっているような場合については、指名通知、入札をするので参加願いますという通知なんです、そちらにその旨、最終1社となっても入札を行いますという旨の通知をあらかじめさせていただいておいて、その場合にのみ1社応札という制度をとっております。

件数においてはそんな多くございませんでして、去年は4件そのような事例がございました。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 今、4件とおっしゃっていただきましたが、それは役務のほうですか、物品ですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） ちょっとお待ちくださいね。

役務でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 答弁ありがとうございます。

ただいまの質問は、簡易型の一般競争入札をしてください、採用してくださいということではございませんので、よろしく願いいたします。

市内小売業者、皆さん頑張っている店もございますので、今後も入札について見守っていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2番目、野洲市内の建設業専門業者育成についてを質問いたしたいと思いません。

建設工業は、一般的には発注者と設計事務所の設計図面に従って総合建設業者が各種の建設業専門業者、また資材関連業者にそれぞれ下請、また外注して施工していく総合組み

立て産業的な性格を持っています。したがって、元請の総合建設業者は、優良な資材と強力な下請、または協力業者を選定することが重要な要素であります。建設業専門業、資材関連業者は、施工能力、雇用管理及び労働安全管理、技術力、法定資格等工程ともに努力をされております。野洲市内に本社または事業所を置く市内のそれぞれの建設にかかわる専門業者は、地元で税金を納付しています。また、いろいろなイベントや奉仕作業にも協力、参加をされています。

そこで、近隣の市では、公共の建設物件だけでなく、民間の開発・建設物件でも、必ず業者から地元ですかとか、また、市より地元での購買を促す指導がありますからとコメントをいただくことがあります。

そこで、野洲市行政の担当課も、市内業者の育成のためにも、他市のように指導されているかを質問したいと思います。お願いします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 野洲市の建築工事の発注につきましては、多くは市内業者の方が対象になります指名競争入札方式で対応してございます。また、毎年閣議決定されます中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえ、地域の建設業者の受注機会の確保に努めておりまして、これにより市内業者の育成に寄与していると考えられるところでございます。

今、議員おっしゃいました、他市のように指導という部分なのですが、総合建築を行う場合の下請等に関しましては、努力義務的に特記仕様でお願いをしているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 想定どおりの答えが返ってまいりました。

答弁要求者には、都市建設部長の小山部長を要求しておりましたところ、恐らく指導というところの部門で上田総務部長さんがコメントいただいたと、答弁いただいたと思うんですが、そこで、住宅課等を所管されております小山都市建設部部長さんにも同じ質問をお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、坂口議員の御質問でございます。

特に都市建設部局におきましては民間の開発がございますので、それに関連してお答え

をさせていただきたいと思うんですが、まず御質問の中で、近隣の市ではというような前提条件でお尋ねでございますので、担当課のほうに確認をいたしました。湖南圏域の草津市、守山市、栗東市の3市、それと湖南市と近江八幡市に今同時にこういった指導をされているのかというようなことで確認をいたしましたところ、いずれの市も開発部局から、民間事業主に対しては市内業者や市内での物品購入の指導はしていないというような回答を得ております。

本市におきましても同様でございますが、民間事業主それぞれの裁量によりまして決定されるべきであるという観点、あるいは良好な企業経営にも何らかの影響があるというような懸念もございますので、そのような指導は現在のところ行っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 指導はやっていますの答えは言っていないなと思っておりました。

市内業者優先、要はきのうの市長さんの言葉でいいんです。いろんなルールもあることは当然理解をしております。でも、これから市内業者の、これが本当の市内業者の現場の声です。私も以前はそういう関係にありましたので、実際におたくは市内業者ですかというのを他市へ行ったときに聞いております。本当に行政としては言えないのかもわかりませんが、ゼネコンさんのほうからは、やはり地元で購買、きつく言われてるからということを実に私の耳で聞いておりますので、間違いがないと思います。いずれにしても、一歩踏み込んでいただくような対応をお願いしたいと思います。

最後でございますが、市長さん、野洲市内の建設業専門業関連業者の活性化と育てる意味でも、市内業者優先についてお話がありましたらお願いしたいんですが。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○5番（坂口重良君） 通告にはございませんでした、済みません。

○市長（山仲善彰君） いや、ございます。

市内の大きな投資をしていただいている事業所、工業会に大体入っていただけてますけども、そこには事業、工事されるのであれば、可能な限り市内の発注をお願いしたいということ言ってますし、徐々にそういうふうになってきてると思います。以前は結構、本社裁量だとか本社判断ということでしたけども、大きな事業所ですと、役員の方が工場長等になっておられますので、可能な限り地元を尊重した発注をしていただけてます。

ただ、さっき都市建設部長にお聞き、お問い合わせをいただいたんですけど、あそこはいわゆる開発許可といいますか、都市計画の許可と、あと開発の指導をしてまして、指導する立場がおねだりとか何か強制すると、いや、それをのんだんだったらちょっと手心を加えてもらえるんかとかありますので、やはりこれは襟を正さないといけないということで、都市計画部門ではそれはやってないです。

それと、総務のほうも厳格な公平性、透明性、地方自治法に基づく発注ですから、そこもそうならざるを得ない。ただ、環境経済ですとか、私の立場は全体ですから、できるだけ市内に仕事がおりのようにと思っております。現在でも国道8号ですとか、今度、湖南幹線も橋梁が動きます。

ただ、残念ながら、今、市外の事業者が、国8なんかでも大きな工事をやってるんですけど、市外の業者がやっていただいています。市内の大手に聞きましても、ちょっとやっぱり工事が大き過ぎるとおっしゃってますので、今後できるだけ力をつけていただくとか、下請に入っていただく形で市内の仕事をやっていただきたいと思っております。坂口議員以上に私、なったときからできるだけ、農産物だけじゃなしに、工事も含めて地産地消という考えで進んでますし、業界からは、きのう申し上げましたように、結構それなりに評価はいただいているのではないかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。通告にない部分まで言わせていただきました。

とにかく、明るい元気な野洲市になりますよう、御協力お願いいたします。御指導もあわせてお願いします。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） お諮りいたします。本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日3月8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。お疲れさまでした。(午後4時00分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年3月7日

野洲市議会議長 矢野 隆行

署名議員 北村 五十鈴

署名議員 荒川 泰宏